

履修要項 2021年

令和3年度入学者用

茨城大学教育学部

【この冊子は】

- ・この冊子には、あなたの卒業に必要な情報が満載されています。卒業するまで大切に使いましょう。
- ・この冊子は、入学年度毎に変更されています。先輩や後輩が持っている冊子では、あなたの卒業に必要な情報は得られません。
- ・この冊子の内容が訂正される場合があります。その時には様々な手段でみなさんに周知徹底しますが、みなさんも掲示などによく注意してください。

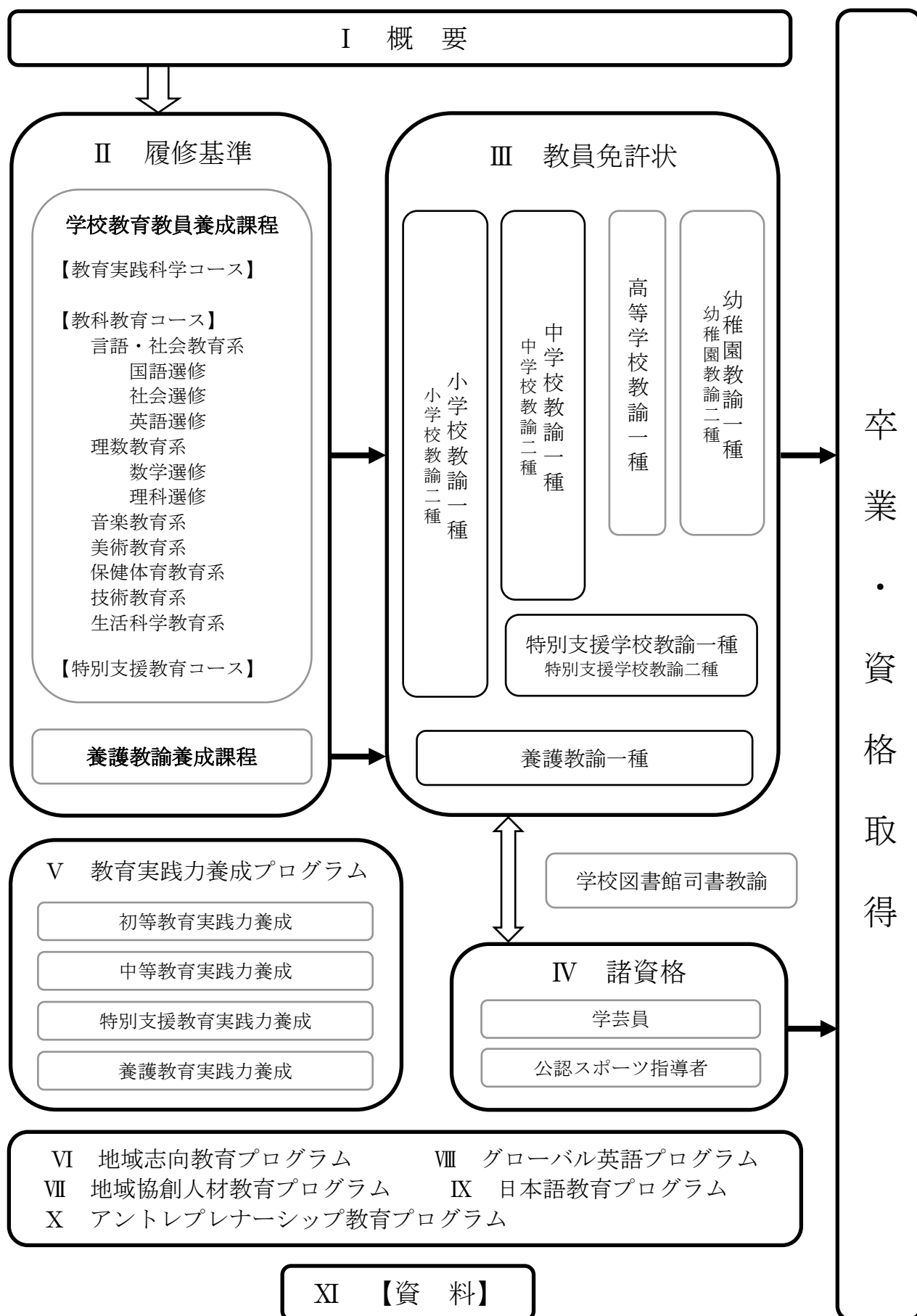
【この冊子の利用の仕方】

1. まず、概要に目を通しましょう。
2. 自分の課程・コースに関連した履修基準をしっかりと理解しましょう。
3. 表の注やただし書きには、十分留意しましょう。
4. 取得したい教員免許状や諸資格について、理解しましょう。
5. 巻末の【資料】を参考にして、さらに理解を深めましょう。
6. 入学時に配布される「**大学共通教育履修案内**」や年度毎に配布される「**授業科目一覧および授業時間割**」と照らし合わせて、履修計画を立てましょう。
7. 各課程やコース毎のガイダンス資料なども参考にしましょう。
8. 友人に頼らず、自分の目標に合った履修計画を立てましょう。
9. 友人同士のあいまいな情報を鵜呑みにしないようにしましょう。
10. わからないことがあったら、所属する課程・コース・系・選修の教務担当教員、担任教員、教育学部学務グループに相談しましょう。

【履修に関する相談窓口】

教育学部学務グループ：教育学部A棟1階

利用の仕方



目 次

I	概要	
1.	教育課程	1
	(1) 専門科目と基盤教育科目 (2) 教育学部教育組織の構造	
2.	卒業資格	2
	(1) 卒業の要件 (2) 単位の修得 (3) 学位・教員免許状・各種資格	
3.	履修上の注意	4
	(1) 単位制度 (2) 評価基準 (3) 成績評価に対する異議申立て	
	(4) 履修登録単位数の上限 (C A P 制) (5) G P A 制度	
	(6) 試験 (7) 卒業研究 (8) 教育実習・養護実習	
4.	その他	9
	(1) 介護等の体験 (2) 他大学における学修単位等の認定	
	(3) 大学間単位互換協定 (4) 他学部開設授業の履修	
II	履修基準	10
1.	学校教育教員養成課程	10
2.	養護教諭養成課程	16
III	教員免許状	19
1.	小学校教諭普通免許状	21
2.	中学校教諭普通免許状	22
3.	特別支援学校教諭普通免許状	24
4.	養護教諭普通免許状	25
5.	高等学校教諭普通免許状	26
6.	幼稚園教諭普通免許状	28
IV	諸資格	
1.	学校図書館司書教諭	30
2.	学芸員	31
3.	公認スポーツ指導者	32
V	教育実践力養成プログラム	35
VI	地域志向教育プログラム	36
VII	地域協創人材教育プログラム	38
VIII	グローバル英語プログラム	40
IX	日本語教育プログラム	46
X	アントレプレナーシップ教育プログラム	49
XI	【資料】	
1.	茨城大学教育学部の各種ポリシーについて	51
2.	教育実習	52
3.	介護等体験	54
4.	実用英語技能検定等及び日本漢字能力検定合格者に係る単位認定	56

目 次

表Ⅰ－１．	専門科目と基盤教育科目の目的	1
表Ⅰ－２．	教育学部の学生組織と教員組織の関係	1
表Ⅰ－３．	取得に配慮のある教員免許状の種類	3
表Ⅰ－４．	取得に配慮のある各種資格	3
表Ⅰ－５．	1単位の時間数と学期の単位設定	4
表Ⅰ－６．	評価の基準	5
表Ⅰ－７．	卒業研究の提出期限	8
表Ⅱ－１．	学校教育教員養成課程の履修基準	11
表Ⅱ－２．	教育の基礎的理解に関する科目等（学校教育教員養成課程）	12
表Ⅱ－３．	教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）の履修方法	13
表Ⅱ－４．	教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）の履修方法	14
表Ⅱ－５．	教育実践科学に関する科目	15
表Ⅱ－６．	特別支援教育に関する科目	15
表Ⅱ－７．	養護教諭養成課程の履修基準	16
表Ⅱ－８．	教育の基礎的理解に関する科目等（養護教諭養成課程）	17
表Ⅱ－９．	養護に関する科目	18
表Ⅲ－１．	教員免許状（普通免許状）の種類	19
表Ⅲ－２．	教員免許状取得に必要な共通的な科目とその対応科目区分	19
表Ⅲ－３．	教員免許状取得に必要な専門科目の区分と必要単位数	20
表Ⅲ－４．	小学校教諭普通免許状	21
表Ⅲ－５．	中学校教諭普通免許状	22
表Ⅲ－６．	中学校教諭普通免許状（教科に関する専門的事項）	23
表Ⅲ－７．	特別支援学校教諭普通免許状（特別支援教育に関する科目）	24
表Ⅲ－８．	養護教諭普通免許状	25
表Ⅲ－９．	養護教諭普通免許状（養護に関する科目）	25
表Ⅲ－10．	高等学校教諭普通免許状	26
表Ⅲ－11．	高等学校教諭普通免許状（教科に関する専門的事項）	27
表Ⅲ－12．	幼稚園教諭普通免許状	28
表Ⅲ－13．	授業科目一覧および授業時間割等に記載する略号	29
表Ⅲ－14．	授業科目一覧および授業時間割等に記載する「特別支援教育に関する科目」の略号	29
表Ⅳ－１．	学校図書館司書教諭講習科目と単位数	30
表Ⅳ－２．	法令に規定する科目と単位（学芸員資格）	31
表Ⅳ－３．	公認スポーツ指導者の種類と役割	32
表Ⅳ－４．	免除される公認スポーツ指導者資格の種類と区分	33
表Ⅳ－５．	日本スポーツ協会公認スポーツ指導者共通科目カリキュラム（新カリキュラム）	34
表Ⅴ－１．	各「教育実践力養成プログラム」と目的	35
表Ⅵ－１．	地域志向教育プログラムの科目区分	36
表Ⅵ－２．	地域志向教育プログラムのカリキュラムマップ	37
表Ⅶ－１．	「地域協創人材」認定のための対象科目	38
表Ⅶ－２．	「地域協創人材教育プログラム」のカリキュラムマップ	39
表Ⅷ－１．	プログラム修了要件単位数	41
表Ⅷ－２．	G E P 構成科目	42
表Ⅷ－３．	全学共通科目の授業概要	43
表Ⅷ－４．	令和３年度「プレG E P 科目」一覧	44
表Ⅷ－５．	G E P 構成科目（専門科目）一覧	45
表Ⅸ－１．	日本語教育プログラム必修科目	47
表Ⅸ－２．	「日本語教育プログラム」対応科目一覧	48
表Ⅹ－１．	アントレプレナーシップ教育プログラム修了要件	49
表Ⅺ－１．	教育実習に対応した本学部の科目の種類	53
表Ⅺ－２．	実用英語技能検定等の認定科目及び単位数	56
表Ⅺ－３．	日本漢字能力検定合格者の認定科目及び単位数	56

I 概 要

1. 教育課程

(1) 専門科目と基盤教育科目

本学の教育課程は、専門科目と基盤教育科目から編成されている。

表 I－1. 専門科目と基盤教育科目の目的

専門科目	各学部・課程等の専攻に係る専門の学芸を教授する
基盤教育科目	幅広く深い教養及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養する

教育学部専門科目の編成方針については「XI【資料】1. (2)」に示したカリキュラムポリシーを参照すること。また、基盤教育科目については、「大学共通教育履修案内」を参照すること。

(2) 教育学部教育組織の構造

教育学部は次に示すとおり、専攻（課程、コース、系、選修）が細かく分かれている。それぞれの専攻によって卒業に必要な修得単位の履修の仕方が異なるので、注意すること。

表 I－2. 教育学部の学生組織と教員組織の関係

学 生 組 織				教員組織
課程	コース	系	選 修	教 室
学校教育教員養成	教育実践科学			学 校 教 育
	教 科 教 育	言語・社会教育	国 語	国 語 教 育
			社 会	社 会 科 教 育
			英 語	英 語 教 育
		理 数 教 育	数 学	数 学 教 育
			理 科	理 科 教 育
		音 楽 教 育	音 楽	音 楽 教 育
		美 術 教 育	美 術	美 術 教 育
		保 健 体 育 教 育	保健体育	保 健 体 育 教 育
		技 術 教 育	技 術	技 術 教 育
	生 活 科 学 教 育	家 庭	家 政 教 育	
	特別支援教育			障 害 児 教 育
養護教諭養成			教 育 保 健	

2. 卒業資格

(1) 卒業の要件

それぞれの課程毎に卒業に必要な修得単位数等が定められている。「Ⅱ 履修基準」に示す各課程・コース等の履修基準にしたがって単位を修得すること。卒業認定・学位（学士）授与の方針については「XI【資料】 1. (2)」に示したディプロマ・ポリシーを参照すること。

課程・コース等毎に定められた教員免許状を取得するのに必要な条件が満たされなければ、卒業することができない。

教員免許状を取得するためには、単位制度によらない「介護等の体験」を行うことが法律で定められている。細心の注意を払って履修計画を立てること。

(2) 単位の修得

単位は、授業（講義、演習、実験、実習又は実技）を履修し、期末試験（及び追試験）のほか研究報告、随時行う試験及びレポートの提出、出席及び学修の状況等により合格と判定された場合に修得できる。ただし、卒業研究等の単位については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められた場合に修得できる。

(3) 学位・教員免許状・各種資格

本学の学則で規定された修業年限（4年）以上在学し、卒業に必要な授業科目等を履修し、卒業に必要な単位（基盤教育科目を含む）を修得した者には、学長が教授会の審議を経て卒業を認定し、学士（教育学）の学位が授与される。

教育学部では、所定の単位を修得することによって、教員免許状をはじめとする各種の資格が取得できるように配慮されている。ただし、各課程やコース毎に取得できる資格が限られている場合があるので注意すること。

ここで言う「資格取得に必要な所定の単位」とは、「卒業に必要な修得単位数」のことではない。ある1つの授業科目は、「Ⅱ 履修基準」に定められた卒業に必要な修得単位として数えられると同時に、各種資格を取得するために必要な所定の単位としても数えられる。

「卒業に必要な修得単位数」を「Ⅱ 履修基準」にしたがって修得すれば、それぞれに定められた教員免許状を取得するために必要な所定の単位数が満たされるように設定されているが、それぞれに定められた教員免許状を取得するために必要な所定の単位数を満たしたからと言って、卒業に必要な修得単位数が満たされたことにはならない。

まず、最初に卒業に必要な修得単位数を定められた条件にしたがって満たすことが大切であり、その上で各種資格の取得に必要な所定の単位を修得するように計画を立てること。

資格の種類と配慮のある課程・コース等は次頁のとおり。詳しくは「Ⅲ 教員免許状」及び「Ⅳ 諸資格」を参照すること。

表 I－3. 取得に配慮のある教員免許状の種類

課程	コース	系	選修	小学校	中学校	高等学校		特別支援学校	養護教諭	幼稚園
							情報			
学校教育教員養成	教育実践科学			◎	△※	△※	△			△
	教科教育	言語・社会教育	国語	◎	国語	国語書道	△			△
			社会	◎	社会	地理歴史公民	△			△
			英語	◎	英語	英語	△			△
		理数教育	数学	◎	数学	数学	△			△
			理科	◎	理科	理科	△			△
		音楽教育	音楽	◎	音楽	音楽	△			△
		美術教育	美術	◎	美術	美術	△			△
		保健体育教育	保健体育	◎	保健体育	保健体育	△			△
		技術教育	技術	○	技術	工業	△			△
		生活科学教育	家庭	◎	家庭	家庭	△			△
	特別支援教育			◎	△			◎		△
養護教諭養成					保健	保健			◎	

◎：最も適している ○：適している △：配慮されている

※ 教科については各自選択する。

注1) 中・高免許状については記載された教科に特に配慮がある。

注2) 詳しい免許状の種類と内容については、「Ⅲ 教員免許状」を参照すること。

表 I－4. 取得に配慮のある各種資格

資格の種類		配慮のある課程・コース・系・選修
学校図書館司書教諭		全課程
学芸員	博物館	教科教育コース（社会選修）
	美術館	教科教育コース（美術選修）
公認スポーツ指導者		教科教育コース（保健体育選修）

注) 詳しい資格の種類と内容については、「Ⅳ 諸資格」を参照すること。

3. 履修上の注意

(1) 単位制度

a. 1 単位の時間数

各授業科目は、45時間の学修を必要とする内容（予習・復習などの自宅学習を含む）をもって1単位と定められている。授業は、講義・演習（1時間の授業につき、2時間の予習又は復習を必要とするもの）と実験・実習及び実技（2時間の授業につき、1時間の予習又は復習を必要とするもの）によって構成されている。

表 I－5. 1 単位の時間数と学期の単位設定

授業の種類	1 単位時間数の内訳		週 1 講時		週 2 講時	
	大学等での 学習	自宅学習 (予習・復習)	8 回	15 回	8 回	15 回
講義・演習	15 時間	30 時間	1 単位	2 単位	2 単位	4 単位
実験、実習 及び実技	30 時間	15 時間		1 単位	1 単位	2 単位

なお、卒業研究等の授業科目については、時間数ではなく学修の成果を評価して単位を授与することになっている。

b. 学期と時間割

茨城大学では、4月1日～9月20日までを前学期、9月21日～3月31日までを後学期とし、1年間の授業可能日は学年暦で定められている。（学年暦には、このほかに期末試験と補講の期間として「予備日」や休業期間も定められている。）

授業の実施については、前学期・後学期それぞれ16週（15週＋期末試験）にわたって行う方式（セメスター制）と、各学期をさらに半分に分けて8週で完結する方式（クォーター制）を併用して開講する。

1日の授業時間は、5つの時間帯に分けられ、それぞれ1講時～5講時と呼ばれる。

1つの講時は単位計算上2時間と換算されるが、実際の時間は90分である。

なお、クォーター毎に「予備日」が設けられており、補講等が設定される。

c. 集中授業

学期中の平日に限らず、土・日・祝日や休業期間中を含めて、集中的に授業を行うものを集中授業と呼ぶ。校外での実習や本学には不在の特定分野の専門家を招いて授業を行う場合などに行われる。具体的な実施時期などは、各授業毎に掲示されるので、各申告期間中に教務情報ポータルシステムにより履修登録を行うこと。

(2) 評価基準

当該科目の修得内容から、次ページの「評価の基準」に基づき、「区分」に示される評価が与えられる。「区分」における各評価は右側に示される「評価の内容」が達成されたことを示す。「評価」はA⁺、A、B、C、Dの評語をもって表す。A⁺、A、B、Cを合格とし、Dは不合格とする。合格者には所定の単位が与えられる。なお、授業の出席時数が、その授業の総授業時間数の3分の2に達しない場合は、評点は0点となり評価区分は「D」となる。

表 I－6．評価の基準

評価区分	評 点	評 価 の 内 容
A ⁺	90点以上 ～100点	到達目標を十分に達成し、きわめて優れた学修成果を上げている。
A	80点以上 ～ 90点未満	到達目標を達成し、優れた学修成果を上げている。
B	70点以上 ～ 80点未満	到達目標と学修成果を概ね達成している。
C	60点以上 ～ 70点未満	合格と認められる最低限の到達目標に届いている。
D	60点未満	到達目標に届いておらず、再履修が必要である。

注意事項

- ①「教務情報ポータルシステム」に履修登録されていない授業科目の単位は認められない。
- ②成績には、「A⁺」、「A」、「B」、「C」、「D」の評価のほか、「欠試」（所定の試験等を受けなかった場合）が記録される。ただし、「成績証明書」に記載される事項は、単位の修得された授業科目名と単位数、「A⁺」、「A」、「B」、「C」の評価及び後述の通算 GPA である。
- ③一度、記録された成績は、原則として変更されない。成績評価に疑義がある場合は、下記(3)の手続きに従って成績評価に関する問合せや異議申立てを行うことができる。
- ④一度、単位を修得した科目は、単位の累加が「可」になっている科目を除き、再履修することはできない。ただし、「D」、「欠試」となった授業科目については、再び履修を申告することができる。

(3) 成績評価に対する異議申立て

a. 成績評価に関する問合せ

成績評価について疑義のある場合は、「成績評価に関する確認書」により学務グループを通じて問い合わせること。

学生からの問合せに対して授業担当教員は原則として10日以内（土日、祝日を除く。）に「成績評価に関する確認書」により回答を提出することとなっているので、回答を受け取りに来ること。

上記の問合せの期限は、当該授業科目が開講された学期の次の学期開始後20日以内（土日、祝日を除く。）である。休学又は留学のため問合せを行うことができない場合は、復学又は帰国後20日以内（土日、祝日を除く。）が問合せの期限となる。

ただし、最終年次の問合せの期限については、学務グループで確認すること。

当該授業が開講された学期中に成績報告がされていない授業の問合せ期限等については、成績評価が公開された日から20日以内（土日、祝日を除く。）が問合せの期限となる。

b. 成績評価に対する異議申立て

上記 a. の成績評価に関する問合せをした学生は、次の①～③のいずれかに該当する場合に限り、成績評価に対する異議を申し立てることができる。

①授業担当教員の成績評価の誤記入等が疑われる場合

②シラバスに記載された到達目標、成績評価基準及び成績の評価方法に照らして、評価に疑義がある場合

③授業担当教員の不誠実対応等により上記 a. の期限までに回答がない場合

成績評価に対する異議申立てをする学生は、学務グループに申し出ること。

成績評価に対する異議申立ての期限は、上記 a. の問合せに対する授業担当教員からの説明又は回答を受けた日から10日以内（土日、祝日を除く。）である。ただし、③の場合には上記 a. の問合せをしてから15日以内（土日、祝日を除く。）が申立ての期限となる。

成績評価に対する異議申立てがなされた場合、教育学部教務委員会は学生及び授業担当教員の双方から事情及び意見等を聴取するとともに、根拠資料の提出を求める。その上でどちらの主張に妥当性があるかを判断する。

(4) 履修登録単位数の上限（CAP制）

表Ⅰ－５にあるとおり、1単位の学修に要する時間は45時間とされていることから、単位の過剰登録を防ぎ、十分な予習・復習時間を確保し単位の実質化を図るため、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定している。これを**CAP（キャップ）制**といい、本学部では年間の履修登録上限を46単位としている。ただし、卒業要件外の授業科目及び集中講義は上限単位数に含まれない。

また、46単位を超えて履修を希望する場合、授業担当教員の許可を得て、担任又は教務委員等と面談の上、追加登録を認めることもあるので、手続きについては担任等に相談すること。

(5) GPA制度

GPA（Grade Point Average）とは、個々の学生の学修時間当たりの学習到達度を表す指標となる数値で、履修した授業科目のGP（Grade Point）に当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値（Average）をいう。

本学では、学生自身に学内での成績の相対的な位置づけを認識させることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、学生の学習支援に資することを目的としてGPA制度を導入している。

GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての「学期GPA」と在学中の全期間における指標としての「通算GPA」に区分される。

GP及びGPAは下記の方法により算出される。

$GP = (100\text{点満点の得点} - 55) \div 10$ （ただしGP=0.5未満は0.0とする）

$GPA = (\text{履修登録科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和} \div \text{当該学期の履修総単位数}$
(小数点第3位を四捨五入し、第2位までを表示)

なお、卒業要件外の授業科目及び他大学、大学以外の教育施設等における学修により単位認定された授業科目についてはGPAに算入されない。

注意事項

- ① G P Aは、成績証明書及び教務情報ポータルシステムの成績表に表示される。
(成績証明書は通算G P Aのみ)
- ② 履修登録をした授業科目は定められた期限までに手続きをすれば登録を取り消すことができる。
取り消した授業科目はG P Aに算入されない。

履修取消期限(期限は、毎年削除期間が設定されるため、学年暦及び掲示等で確認する)

- 第1クォーター・前学期開講の授業科目 5月上旬
- 第2クォーター・通年開講の授業科目 7月上旬
- 第3クォーター・後学期開講の授業科目 11月上旬
- 第4クォーター開講の授業科目 1月上旬
- 集中講義 講義最終日

- ③ 履修取消期限以降であっても、教育実習・病気・事故などやむを得ない事情による場合は履修を取り消すことができるので、手続きについては担任等に相談すること。
- ④ 不合格・欠試と評価されたのちに再履修によって合格となり、単位を修得した授業科目については、再履修によって得た成績評価と単位数は通算G P Aに算入され、過去の不合格又は欠試となった当該科目は通算G P Aから除外される。

(6) 試験

前述したとおり、授業の出席時数がその授業の総授業時間数の3分の2に達しない場合は、評点は0点となり評価区分は「D」となる(期末試験の受験、レポート提出等の資格がない)。また、試験を受ける際には、学生証を携帯しなければならない。

a. 期末試験

期末試験は、セメスター制で実施される授業では16回目に、クォーター制で実施される授業では8回目の後半45分に実施されることになっている(学年暦参照)。期末試験の時間割は、原則的には授業時間割と同一であるが、諸事情により変更されることがある。詳しい時間割が期末試験期間開始の一週間前に掲示されるので注意すること。

b. 追試験

病気又はやむを得ない理由により期末試験を受験できなかった場合は、所定の願書に診断書その他証明書を添付の上、学部長に願い出て追試験の許可を得なければならない。この願い出の期間は、期末試験期間終了後一週間以内である。追試験の期日はその都度指示される。

茨城大学における試験及びレポート作成等に関する留意事項

成績評価の対象となる試験(試験・中間試験・小テスト等)の受験やレポートの作成等に当たっては、試験監督者又は授業担当教員の指示に従うとともに、不正行為を行った場合には退学等の懲戒の対象となるので、以下の内容をよく読んで臨むこと。

(試験等受験者心得)

1. 試験等の受験に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ① 試験開始後30分以上の遅刻は受験を認めない。
 - ② 試験開始後30分までは退室を認めない。
 - ③ 受験に当たっては学生証を机の右上に置くこと。学生証を所持しない学生は、受験を認めない。
 - ④ 机の上に置けるものは、学生証の他、筆記具(筆箱は含まない)、消しゴム、時計(時計機能のみ)とし、その他は、試験監督者の指示に従いかばん等に見えないように収納すること。ただし、試験監督者が認めたものは置いてよい。
 - ⑤ ハンカチ、ティッシュペーパー、目薬等の使用を希望する学生は、試験監督者に申し出て許可を受けてから使用すること。
 - ⑥ 試験室内では、携帯電話等の電子機器類の電源は切り、かばん等に見えないように収納すること。

- ⑦ 以下は不正行為に該当するので、疑わしい行為はしないこと。
- ア. 身代わり受験をさせること。
 - イ. カンニングペーパーを使用すること又は試験監督者から指示のない書籍、機器等による情報等を参照し解答すること。
 - ウ. 他者の答案を見ること又は解答を尋ねること。
 - エ. 試験監督者の注意又は指示に従わないこと。
 - オ. 上記ア～エに掲げる行為を幫助すること。
 - カ. その他公正な試験を妨げると認められる行為。
- ⑧ 授業中における小テスト等についても、試験監督者からの指示以外は上記を準用する。
- ⑨ 上記によりがたい場合は、試験監督者の指示を仰ぐこと。

(レポート等の作成における留意事項)

2. 成績評価の対象となるレポート等の作成において、以下の行為を行った場合は不正行為に該当するので留意すること。
- ア 作成において、捏造（存在しないデータを使って、調査・研究結果等を作成すること。）、改ざん（データ、調査・研究によって得られた結果等を事実でないものに変更すること。）、盗用（インターネット上に掲載されている情報のコピー&ペーストなど、他人のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、著書等の内容を流用し、適切な表示をしないこと。）を行うこと。
 - イ 他者のレポートを自分のものとして提出すること。
 - ウ 上記ア及びイに掲げる行為を幫助すること。
 - エ その他公正な成績評価を妨げると認められる行為。

(不正行為による処罰)

3. 試験等において不正行為をした学生及びこれを幫助した学生は、学則に基づき懲戒処分となり、不正行為を行った授業が開講されている学期に履修するすべての授業科目の単位は認定されない。また、単位が認定されなかった授業科目のGPAは「0」として学期GPA及び通算GPAに算入される。

(7) 卒業研究

卒業研究とは、4年次において各自テーマを設定して自ら行う研究活動のことを指す。通常の授業のように学修の時間は定められていないが、学修の成果が評価され、指導教員によって単位を授与することが適切であると認められた場合に単位が修得できる。

卒業研究を行う者は指導教員を定め、5月10日までに指導教員の承認を得て、「**卒業研究題目申告 兼 研究倫理チェックリスト（履修申告時）**」を学務グループに提出しなければならない。

研究の成果は、論文、実技又は作品等によって示され、下記に示す要領で学務グループに提出しなければならない。

(イ) 論文は、「**卒業研究記録票**」及び「**研究倫理チェックリスト（提出時）**」を添付し提出する。

(ロ) 実技及び作品等は、「**卒業研究記録票**」・「**研究倫理チェックリスト（提出時）**」及び「**卒業研究提出証明書**」を提出する。

表Ⅰ－7. 卒業研究の提出期限

提出期限	課 程
1月10日17時まで	学校教育教員養成課程 教科教育コース（国語選修・英語選修） 特別支援教育コース 養護教諭養成課程
1月31日17時まで	学校教育教員養成課程 教育実践科学コース 教科教育コース（上記以外）

なお、提出期限が土・日曜日及び祝日にあたる場合は次の休業日とする。

(8) 教育実習・養護実習

教育実習は、所定の科目の単位を修得した後、3・4年次に本学部附属小・中学校及び幼稚園を中心に協力校（実習者の出身校を含む）で一定期間行われる。取得する免許の種類に応じて実習校・実習期間等が異なる。また、実習には実習校での実習の前後に学内で行われる事前・事後指導等が含まれる。

詳細は、「**Ⅺ【資料】 2.**」を参照すること。

4. その他

(1) 介護等の体験

小学校又は中学校教諭普通免許状を取得するためには、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等体験）が必要である。これは授業ではないので単位認定は行われないが、大学が指定する施設において適切に実施し、その証明を受けなければならない。詳細は、「**Ⅺ【資料】 3.**」を参照すること。

(2) 他大学における学修単位等の認定

他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）において修得した単位及び入学前にすでに修得した単位は、60単位を限度として本学卒業の所要単位として認められる。

この中には、実用英語技能検定等及び日本漢字能力検定の合格に係る学修の単位認定（10単位以内）も含まれる。詳しくは「**Ⅺ【資料】 4.**」を参照すること。

なお、留学などの学外学修を目的とした理由により休学し、その間に修得した単位についても本学の授業科目に振り替えて単位認定される場合があるので、認定を希望する学生は、休学期間開始の2ヶ月前までに学務グループに問い合わせること。

(3) 大学間単位互換協定

「福島大学・宇都宮大学・茨城大学との単位互換協定」、「放送大学との単位互換協定」、「茨城キリスト教大学との単位互換協定」及び「茨城県立医療大学との単位互換協定」を締結している。

詳細については、学務グループに問い合わせること。

(4) 他学部開設授業の履修

他の学部で開設されている授業（教育学部の「**授業科目一覧および授業時間割**」に掲載されていない授業）を履修する場合（自由履修単位となる）は、希望する授業科目の担当教員に必ず相談すること。学部によって履修申告の際の手続きが異なるので、希望する授業の当該学部学務係にその詳細を問い合わせること。

なお、教育学部の専門科目の中には他の学部の教室等で実施される授業もあるが、これらは他学部開設授業には該当しない。教育学部の「**授業科目一覧および授業時間割**」に掲載されている時間割コードで申告すること。

Ⅱ 履修基準

卒業資格を得るためには「基盤教育科目」「専門科目」「自由履修」のそれぞれに定められた単位数を修得しなければならない。「基盤教育科目」の履修については、「**大学共通教育履修案内**」を参照すること。「専門科目」の履修については、この要項で以下詳しく説明する。また、「自由履修」の単位は、原則として茨城大学（他学部も含む）が開講している全ての授業科目の修得単位をあてることができる。

- ・「大学が独自に設定する科目」

教員免許状の取得に必要な科目。この科目は、「大学が独自に設定する科目」から修得するほか、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位が割り当てられる。（養護教諭免許状の場合、「養護に関する科目」の余剰単位も割り当てられる。）ただし、取得しようとする免許状の種類に対応していないといけないことに注意が必要である。

- ・「特別専門科目」

この科目群は、教員免許状の取得に必要な所定の単位の枠組みや卒業に必要な「専門科目」の枠組みにとられない教育学部の専門科目であり、卒業に必要な「自由履修」の単位へ算入される。

なお、以下の履修基準の中で開講授業は、「必修科目」「選択必修科目」「その他の科目」の3種類に分けられている。

「必修科目」＝必ず指定された科目の単位を修得しなければならない。

「選択必修科目」＝指定された科目群の中から各自選択して必要単位数を修得する。

「その他の科目」＝特に表記がなく各自自由に選択して履修する。

これらの授業の具体的な設定は、教育学部の「**授業科目一覧および授業時間割**」を参照すること。

1. 学校教育教員養成課程

学校教育教員養成課程は、小学校・中学校・特別支援学校の教員を養成する課程で、以下に示す3つのコースからなる。いずれのコースも卒業のためには「日本国憲法2単位」「体育2単位」「外国語コミュニケーション2単位」「情報機器の操作2単位」の取得が必要となる。「日本国憲法」は基盤教育科目の「日本国憲法」で、「体育」は基盤教育科目の「心と体の健康（身体活動）」で、「外国語コミュニケーション」は基盤教育科目の「Integrated English I A・II A・III A」で、「情報機器の操作」は基盤教育科目の「情報リテラシー」により履修すること。さらに、教育実践科学コース及び教科教育コースでは、「介護等の体験」の実施が必要となる。「介護等の体験」については、「**XI【資料】3.**」を参照のこと。

【教育実践科学コース】

教育実践科学コースでは、小学校教諭一種免許状と中学校教諭二種免許状の両方について取得可能な要件を満たすことを卒業に必要な条件としている。これらの免許状取得のための4年間の授業履修計画を立てること。

教員免許状についての詳細は、「**Ⅲ 教員免許状**」を参照のこと。なお、小学校教諭普通免許状と中学校教諭普通免許状の両方で一種を取得することも可能である。

【教科教育コース】

教科教育コースでは、小学校教諭普通免許状と中学校教諭普通免許状（各選修で定められた教科）の両方について取得可能な要件を満たすこと（小・中学校教諭どちらか必ず一種免許状の要件を満たすこと。両方二種免許状では不可。）を卒業に必要な条件としている。小学校教諭普通免許状と中学校教諭普通免許状の組み合わせは以下2種類のタイプがあるので、教科教育コースの学生はいずれかを選択し、これを参考にして4年間の授業履修計画を立てること。

Aタイプ＝小学校教諭一種免許状と中学校教諭二種免許状の取得

Bタイプ＝小学校教諭二種免許状と中学校教諭一種免許状の取得

教員免許状についての詳細は、「Ⅲ 教員免許状」を参照のこと。なお、小学校教諭普通免許状と中学校教諭普通免許状の両方で一種を取得することも可能である。

【特別支援教育コース】

特別支援教育コースでは、小学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種免許状の両方について取得可能な要件を満たすことを卒業に必要な条件としている。なお、中学校教諭普通免許状を取得することも可能である。

表Ⅱ－１．学校教育教員養成課程の履修基準

科目区分			所要単位			
			教育実践 科学	教科教育		特別支援 教育
				Aタイプ	Bタイプ	
基盤 教育 科目	入門 科目	大学入門ゼミ		2		
		茨城学		2		
	共通 基礎 科目	プラクティカル・イングリッシュ		6		
		情報リテラシー		2		
		心と体の健康（身体活動）		2		
		科学の基礎		1		
	リベラ ルア ーツ科目	多文化 理解	異文化コミュニケーション		4	
			ヒューマニティーズ			
			パフォーマンス&アート			
		自然と社会 の広がり	自然・環境と人間		5	
			グローバル化と人間社会			
キャリア を考える		ライフデザイン		1		
合計修得単位			2 5			
専 門 科 目	教育の基礎的理解に関する科目		1 1			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目		1 0			
	教育実践に関する科目		1 0		8	
	教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）		3 0	1 6	3 0	
	教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）		1 2	3 0	0	
	教育実践科学に関する科目		1 0	0		
	特別支援教育に関する科目		0		2 8	
	教科及び教科の指導法に関する科目における 複数の事項を合わせた内容に係る科目（小学校）		1	0	1	
	教科及び教科の指導法に関する科目における 複数の事項を合わせた内容に係る科目（中学校）		0	1	0	
	卒業研究		4			
合計修得単位			8 8	7 8	8 2	9 2
自由履修			1 1	2 1	1 7	7
卒業に必要な合計修得単位			1 2 4			

以下表Ⅱ－１にしたがって、専門科目の単位修得について次の順に説明する。

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目
- (2)-a 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）
- (2)-b 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（小学校）
- (3)-a 教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）
- (3)-b 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（中学校）
- (4) 教育実践科学に関する科目
- (5) 特別支援教育に関する科目
- (6) 卒業研究

(1) 教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目

教員にとって必要な教育に関する専門的知識・技能を習得するための科目群である。これには、教科指導、生徒指導等に関する科目、教育実習など学校での教授・指導に直接資する知識及び技能を習得させるための科目が含まれ、取得しようとする免許状の種類（小・中学校、教科、一種・二種）に応じ、「表Ⅱ－２．」にしたがって単位を修得しなければならない。個々の授業科目がどの科目群に対応しているかについては、「授業科目一覧および授業時間割」の該当欄を参照すること。

表Ⅱ－２． 教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目（学校教育教員養成課程）

免許法科目		教育実践科学	教科教育		特別支援教育
			Aタイプ	Bタイプ	
教育に関する基礎的理解	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 [基 1]	必修科目 2 単位			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） [基 2]	必修科目 2 単位			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） [基 3]	必修科目 2 単位			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 [基 4]	必修科目 2 単位			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 [基 5]	必修科目 1 単位			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） [基 6]	必修科目 2 単位			
教等道徳、相指、談導、総合法に及ぶ、関する、生徒学習科目の指導、時間	道徳の理論及び指導法 [指 1]	必修科目 2 単位			
	総合的な学習の時間の指導法 [指 2]	必修科目 1 単位			
	特別活動の指導法 [指 3]	必修科目 1 単位			
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） [指 4]	必修科目 2 単位			
	生徒指導の理論及び方法 [生 1]	必修科目 2 単位			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 [生 3]				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）理論及び方法 [生 2]	必修科目 2 単位			
関教する実践科目に	教育実習 [教実]	必修科目を含み合計 8 単位			必修科目を含み合計 6 単位
	教職実践演習 [実演]	必修科目 2 単位			
合計修得単位		3 1			2 9

(2)-a 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）

小学校で設定されている各教科の内容に対応させて大学が開講している授業科目群のことである。これには、初等教育段階での教科内容の背景となる専門的な知識及び技能の修得を目的とする科目が含まれる。大学の授業科目すべてが対応しているのではなく、小学校の各教科に相当する科目「教科に関する専門的事項」、「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」と「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」が、教員免許状取得のために使用できる科目として認定されている。

個々の授業科目がどの科目群に対応しているかは、「授業科目一覧および授業時間割」の「教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を参照すること。

表Ⅱ－３．教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）の履修方法

コース	最低必要単位数		合 計
Aタイプ 教育実践科学 特別支援教育	教科に関する専門的事項	10単位	31単位
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	1単位	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	20単位	
Bタイプ	教科に関する専門的事項	4単位	16単位
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	—	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	6教科12単位 （ただし、「音楽」、「図画工作」、「体育」の指導法から2教科以上を満たす）	

Aタイプ・教育実践科学コース及び特別支援教育コースでは、「教科に関する専門的事項」と題された10教科の科目のうち10単位、「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」のうち1単位を各自選択して修得し、合わせて各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）と題された10教科20単位を修得しなければならない。

Bタイプでは、「教科に関する専門的事項」と題された10教科のうち4単位、各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）と題された10教科の科目のうち6教科12単位を各自選択して修得しなければならない。

(2)-b 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（小学校）

3年次後学期に設定されているこの科目は、Aタイプ・教育実践科学コース及び特別支援教育コース卒業のための必修科目である。教育実習経験等をもとに個人課題を設定し、教科内容と教科方法とを融合した教育実践的資質を育成する内容である。

(3)-a 教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）

中学校及び高等学校等の学校で設定されている各教科の内容に対応する授業科目群のことである。これには、中等教育段階での教科内容の背景となる専門的な知識及び技能の習得を目的とする科目が含まれる。大学が開設している授業科目が全て教員免許状に対応をしているわけではない。科目によって、対応している学校種、教科、要件が異なるので、「授業科目一覧および授業時間割」を十分に確認し、免許取得のために必要な内容と単位数を満たさねばならない。

(3)-b 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（中学校）

3年次後学期に設定されているこの科目は、Bタイプ卒業のための必修科目である。教育実習経験等をもとに個人課題を設定し、教科内容と教科方法とを融合した教育実践的資質を育成する内容である。

表Ⅱ－４．教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）の履修方法

コース	最低必要単位数		合 計
Aタイプ 教育実践科学	教科に関する専門的事項	10単位	12単位
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	—	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2単位	
Bタイプ	教科に関する専門的事項	22単位	31単位
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	1単位	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8単位	

（注）各選修が定める必修科目によっては、上記表以上の履修が必要となることがある。

Aタイプ及び教育実践科学コースでは、「教科に関する専門的事項」から10単位、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」より2単位修得しなければならない。ただし、各選修で定める必修科目がこれらの単位を超えていた場合、それに合わせる。なお、合計の12単位を超えた分は、卒業要件上では自由履修として計上される。

Bタイプでは、「教科に関する専門的事項」から22単位、「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」から1単位、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」より8単位修得しなければならない。

(4) 教育実践科学に関する科目

「教育実践科学に関する科目」は、現代の教育課題や児童・生徒の発達に関する理解を深め、今日の教育現場で求められる指導力を育成するための専門科目である。教育実践科学コースの学生は、以下の履修基準にしたがって教育実践科学に関する科目の単位を修得する。

表Ⅱ－５．教育実践科学に関する科目

に教育 関する 実践 科目 学	科目区分	対応プログラム	所要単位
	基底科目		2
	教育・社会・教師	プログラム（現代教育・人間発達） 共通科目	4
	学校と子ども（※ a）	現代教育プログラム科目	（※ a）から 4 又は （※ b）から 4
	子どもの理解と支援（※ b）	人間発達プログラム科目	
合計修得単位			1 0

(5) 特別支援教育に関する科目

「特別支援教育に関する科目」は、特別支援学校の教員に必要な専門的内容の習得を目的とする科目で、特別支援教育コースの学生は以下の履修基準にしたがって単位を修得する。

表Ⅱ－６．特別支援教育に関する科目

特別支援教育	科目区分		所要単位	
	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2以上	16
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2以上	
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		5	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		5	
合計修得単位		28		

(6) 卒業研究

「卒業研究」は通常の授業のように学修の時間は定められていない。学修の成果を各コース、系、選修で定められた論文、実技又は作品等の提出や発表等の形式により公表し、その成果が評価され単位を修得する。

2. 養護教諭養成課程

養護教諭養成課程では、養護教諭一種免許状の取得要件を満たすことを卒業に必要な条件としている。卒業のためには「日本国憲法2単位」「体育2単位」「外国語コミュニケーション2単位」「情報機器の操作2単位」の取得が必要となる。「日本国憲法」は基盤教育科目の「日本国憲法」で、「体育」は基盤教育科目の「心と体の健康（身体活動）」で、「外国語コミュニケーション」は基盤教育科目の「Integrated English I A・II A・III A」で、「情報機器の操作」は基盤教育科目の「情報リテラシー」により履修すること。

なお、中学校・高等学校教諭一種免許状（保健）の取得に配慮がある。

表Ⅱ－7. 養護教諭養成課程の履修基準

科目区分			所要単位	
基盤教育科目	入門科目		大学入門ゼミ 茨城学	2 2
	共通基礎科目		プラクティカル・イングリッシュ 情報リテラシー 心と体の健康（身体活動） 科学の基礎	6 2 2 1
	リベラル アーツ 科 目	多文化 理解	異文化コミュニケーション	4
			ヒューマニティーズ	
			パフォーマンス&アート	
		自然と社会 の広がり	自然・環境と人間	5
			グローバル化と人間社会	
	キャリア を考える	ライフデザイン	1	
	合計修得単位			2 5
	専門科目	教育の基礎的理解に関する科目		8
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、 教育相談等に関する科目		6		
教育実践に関する科目		7		
保健の指導法に関する科目		8		
養護に関する科目		4 0		
卒業研究		4		
合計修得単位			7 3	
自由履修			2 6	
卒業に必要な合計修得単位			1 2 4	

以下表Ⅱ－7にしたがって、専門科目の単位修得について次の順に説明する。

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目・保健の指導法に関する科目
- (2) 養護に関する科目
- (3) 卒業研究

(1) 教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、
教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目・保健の指導法に関する科目

教員である養護教諭にとって必要な教育に関する専門的知識・技能を習得する科目群である。これには、生徒指導、教育相談等に関する科目、養護実習など学校での支援・指導に直接資する知識及び技能を習得させるための科目が含まれている。

「表Ⅱ－８．教育の基礎的理解等に関する科目（養護教諭養成課程）」にしたがって単位を修得することによって、養護教諭一種免許状の取得に必要な「教育の基礎的理解等に関する科目」の修得単位が満たされる。

なお、中学校及び高校教諭一種免許状（保健）に必要な単位数が異なるため取得を希望する場合、「表Ⅱ－８．」に加えて教育実習（養護実習とは異なる）など、定められた単位を修得しなければならない。

表Ⅱ－８．教育の基礎的理解に関する科目等（養護教諭養成課程）

免許法科目		所要単位
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 [基１]	必修科目 2 単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） [基２]	必修科目 2 単位
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） [基３]	必修科目 1 単位
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 [基４]	必修科目 1 単位
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 [基５]	必修科目 1 単位
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） [基６]	必修科目 1 単位
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容 [指５]	必修科目 2 単位
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） [指４]	必修科目 1 単位
	生徒指導の理論及び方法 [生１]	必修科目 1 単位
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）理論及び方法 [生２]	必修科目 2 単位
保健の指導法に関する科目		必修科目 8 単位
教育実践に関する科目	養護実習	必修科目 5 単位
	教職実践演習	必修科目 2 単位
合計修得単位		2 9

(2) 養護に関する科目

「養護に関する科目」は、養護教諭の免許取得のために必要な専門の科目群である。学校教育教員養成課程の「教科に関する科目」に相当するものであり、中学校教諭・高等学校教諭の「保健」の免許状取得に必要な科目と重複しているものが多い。

養護教諭が学校現場で実際に活動していくために必要な実践的な科目のほか、それらの基礎となる各種の科目とから構成されている。

次の「表Ⅱ－９．」にしたがって単位を修得することによって養護教諭一種免許状の「養護に関する科目」及び中学校教諭一種免許状（保健）の「教科に関する科目」に必要な所要単位を満たすことができる。また、それぞれの免許状に必要な修得単位を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」の単位数として利用できる。

表Ⅱ－９． 養護に関する科目

免許法科目	所要単位
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4 以上
学校保健	2 以上
養護概説	2 以上
健康相談活動の理論及び方法	2 以上
栄養学（食品学を含む。）	2 以上
解剖学及び生理学	2 以上
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2 以上
精神保健	2 以上
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10 以上
合計修得単位	40

(3) 卒業研究

「卒業研究」は通常の授業のように学修の時間は定められていない。指導教員のもと各自が定めたテーマにしたがって論文等をまとめ、その成果が評価され単位を修得する。

Ⅲ 教員免許状

教員となるためには、教育職員免許法の定める教職課程の科目を大学等で履修することなどにより、教員免許状を取得することが必要である。教員免許状には下記に示す普通免許状のほか、在学中の諸君には直接関係はないが、特別免許状、臨時免許状がある。

表Ⅲ－１．教員免許状（普通免許状）の種類

区 分	大学院修士課程修了	大学卒業	
			短期大学卒業
小学校教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状
中学校教諭			
特別支援学校教諭	専修免許状 (+小、中、高又は 幼の普通免)	一種免許状 (+小、中、高又は 幼の普通免)	二種免許状 (+小、中、高又は 幼の普通免)
養護教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状
高等学校教諭			
幼稚園教諭			二種免許状

注１）中学校及び高等学校教員免許状は、更に教科別に設けられている。また、養護教諭の免許状には、学校種別はない。

注２）免許状の名称は「小学校教諭普通免許状（一種）」、あるいは「小学校教諭一種免許状」のように表記される。

注３）本学部では、普通免許状の一種・二種が取得できる。また、一種免許状を取得し、本学大学院教育学研究科において定められた単位を修得した者は、専修免許状が取得できる。

(1) 教員免許状取得に必要な共通的な科目

教育職員免許法では、文部省令にしたがって「日本国憲法（２単位）」「体育（２単位）」「外国語コミュニケーション（２単位）」及び「情報機器の操作（２単位）」の修得を定めている。本大学ではこれらの科目について次のように対応させている。

表Ⅲ－２．教員免許状取得に必要な共通的な科目とその対応科目区分

免許状取得に必要な 共通的な科目	本学で対応している科目区分	
日本国憲法	基盤教育科目	日本国憲法
体育	基盤教育科目	心と体の健康（身体活動）
外国語コミュニケーション	基盤教育科目	Integrated English I A・II A・III A
情報機器の操作	基盤教育科目	情報リテラシー

注１）これらの科目の単位をそれぞれ２単位ずつ修得していること。

(2) 教員免許状（普通免許状）取得に必要な専門科目

教育職員免許法では、免許状の種類によって履修すべき科目と必要単位数が細かく定められているが、大きく分けると次のようになる。

表Ⅲ－３．教員免許状取得に必要な専門科目の区分と必要単位数

免許状の種類		専門科目の区分と必要単位数						
学校種別		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	特別支援教育に関する科目	養護に関する科目
小学校教諭	一種	3 0	1 0	1 0	7	2		
	二種	1 6	6	6	7	2		
中学校教諭	一種	2 8	1 0	1 0	7	4		
	二種	1 2	6	6	7	4		
特別支援学校教諭	一種						2 6	
	二種						1 6	
養護教諭	一種		8	6	7	7		2 8
	二種		5	3	6	4		2 4
高等学校教諭	一種	2 4	1 0	8	5	1 2		
幼稚園教諭	一種	1 6	1 0	4	7	1 4		
	二種	1 2	6	4	7	2		

注１）一種については「学士」の学位、二種については「準学士」の称号を有すること。

注２）特別支援学校教諭については、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。

(3) 教員免許状取得の際の留意点

- ① 修得した単位は、卒業に必要な単位として数えると同時に教員免許状取得に必要な単位としても数えることができる（別の枠組みであると考え）。
- ② 修得した教員免許状に対応した専門科目の単位は、複数の免許状取得に共通している場合、それぞれに必要な単位として数えることができる。ただし、「教育の基礎的理解に関する科目」の一部と「大学が独自に設定する科目」については、学校種別によって共通的に数えることができない場合があるので注意すること。
- ③ 「大学が独自に設定する科目」の必要単位数には、同区分の科目で修得した単位のほか、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位が割り当てられる。（養護教諭免許状の場合、「養護に関する科目」の余剰単位も割り当てられる。）
ただし、取得しようとする教員免許状の種類に対応していないといけないことに注意すること。
- ④ 同一教科の中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を取得する際、「科目区分」が異なっている教科があるのでよく確認すること。また、「教育の基礎的理解に関する科目」についても一部異なるので注意すること。
- ⑤ 免許状取得のために履修しなければならない授業科目は、「各教諭免許状の履修基準」に掲げる免許法上の科目を別誌の「**授業科目一覧および授業時間割**」の免許区分欄によって求めることができる。
- ⑥ 以下「各教諭免許状の履修基準」の表記については、次のように理解すること。
 - a. 「科目」とあるのは、免許法上という科目のことである。
 - b. 「科目」欄に“・・・（〇〇〇を含む。）”とあるのは、それを含めて履修する必要があるもの。
たとえば“国文学（国文学史を含む。）”とある場合は、国文学に関する授業科目中に国文学史を含んでいる科目を履修しなければならない。
 - c. “・・・及び〇〇〇”は、両方の科目の履修を必要とするもの。たとえば、“日本史及び外国史”は、日本史に関する科目と外国史に関する科目の両方を履修しなければならない。
 - d. “「・・・、〇〇〇」”と科目名にカギカッコを付して列挙されているものは、その中の一つ以上の科目を履修する必要があるもの。たとえば、“「哲学、倫理学、宗教学」”は、哲学、倫理学、宗教学の中から一つ以上の科目を選んで履修する。
 - e. 教育の基礎的理解に関する科目については、本章末に掲載されている「略号一覧」を参考にする。

1. 小学校教諭普通免許状

小学校教諭の免許状を取得するには、次の表に示す科目の単位を修得しなければならない。

表Ⅲ－４．小学校教諭普通免許状

	科目の区分	各区分の最低修得単位	
	各科目に含めることが必要な事項	一種	二種
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	10 単位	6 単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	2 単位	1 単位
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	10 単位	6 単位
教育実践に関する科目	教育実習	5 単位	5 単位
	教職実践演習	2 単位	2 単位
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	7 単位	7 単位
大学が独自に設定する科目		2 単位	2 単位
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	2 単位	2 単位
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	(※)	(※)
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	小学校 10 教科 各 1 単位以上	小学校 10 教科のうち 6 教科以上 (音楽、図画工作、体育のうち、2 教科以上を含む) をそれぞれ 1 単位以上
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	30 単位	16 単位

※ 「教科及び教科の指導法に関する科目」の枠内の科目であるが、免許要件上必須ではないため、合計修得単位の“(各事項を含むこと)”に含めなくてもよい。

2. 中学校教諭普通免許状

中学校教諭の免許状を取得するには、次の表に示す科目の単位を修得しなければならない。

また、「教科及び教科の指導法に関する科目」は各科目で定められた科目を取得すること。

表Ⅲ－５．中学校教諭普通免許状

科目の区分		各区分の最低修得単位	
	各科目に含めることが必要な事項	一種	二種
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	10 単位	6 単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	10 単位	6 単位
教育実践に関する科目	教育実習	5 単位	5 単位
	教職実践演習	2 単位	2 単位
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	7 単位	7 単位
大学が独自に設定する科目		4 単位	4 単位
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	4 単位	4 単位
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	取得する免許教科の種類に応じ、 「それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ1単位以上修得	取得する免許教科の種類に応じ、 「それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ1単位以上修得
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	(※)	(※)
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	受けようとする免許教科について 8 単位以上	受けようとする免許教科について 2 単位以上
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	28 単位	12 単位

※ 「教科及び教科の指導法に関する科目」の枠内の科目であるが、免許要件上必須ではないため、合計修得単位の“(各事項を含むこと)”に含めなくてもよい。

表Ⅲ－６．中学校教諭普通免許状（教科に関する専門的事項）

免許 教科	教科に関する専門的事項	最低修得単位	
		一種	二種
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1 以上	1 以上
	国文学（国文学史を含む。）	1 以上	1 以上
	漢文学	1 以上	1 以上
	書道（書写を中心とする。）	1 以上	1 以上
	合計修得単位	2 0	1 0
社 会	日本史及び外国史	1 以上	1 以上
	地理学（地誌を含む。）	1 以上	1 以上
	「法律学、政治学」	1 以上	1 以上
	「社会学、経済学」	1 以上	1 以上
	「哲学、倫理学、宗教学」	1 以上	1 以上
	合計修得単位	2 0	1 0
数 学	代数学	1 以上	1 以上
	幾何学	1 以上	1 以上
	解析学	1 以上	1 以上
	「確率論、統計学」	1 以上	1 以上
	コンピュータ	1 以上	1 以上
	合計修得単位	2 0	1 0
理 科	物理学	1 以上	1 以上
	物理学実験 （コンピュータ活用を含む。）	1 以上	1 以上
	化学	1 以上	1 以上
	化学実験 （コンピュータ活用を含む。）	1 以上	1 以上
	生物学	1 以上	1 以上
	生物学実験 （コンピュータ活用を含む。）	1 以上	1 以上
	地学	1 以上	1 以上
	地学実験 （コンピュータ活用を含む。）	1 以上	1 以上
	合計修得単位	2 0	1 0
音 楽	ソルフェージュ	1 以上	1 以上
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	1 以上	1 以上
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	1 以上	1 以上
	指揮法	1 以上	1 以上
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1 以上	1 以上
	合計修得単位	2 0	1 0
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。）	1 以上	1 以上
	彫刻	1 以上	1 以上
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	1 以上	1 以上
	工芸	1 以上	1 以上
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1 以上	1 以上
	合計修得単位	2 0	1 0
免 許 教科	教科に関する専門的事項	一種	二種
	最低修得単位	一種	二種
保 健 体 育	体育実技	1 以上	1 以上
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	1 以上	1 以上
	生理学（運動生理学を含む。）	1 以上	1 以上
	衛生学及び公衆衛生学	1 以上	1 以上
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1 以上	1 以上
	合計修得単位	2 0	1 0
保 健	生理学及び栄養学	1 以上	1 以上
	衛生学及び公衆衛生学	1 以上	1 以上
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1 以上	1 以上
	合計修得単位	2 0	1 0
技 術	木材加工（製図及び実習を含む。）	1 以上	1 以上
	金属加工（製図及び実習を含む。）	1 以上	1 以上
	機械（実習を含む。）	1 以上	1 以上
	電気（実習を含む。）	1 以上	1 以上
	栽培（実習を含む。）	1 以上	1 以上
	情報とコンピュータ（実習を含む。）	1 以上	1 以上
	合計修得単位	2 0	1 0
家 庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	1 以上	1 以上
	被服学（被服製作実習を含む。）	1 以上	1 以上
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	1 以上	1 以上
	住居学	1 以上	1 以上
	保育学（実習を含む。）	1 以上	1 以上
	合計修得単位	2 0	1 0
英 語	英語学	1 以上	1 以上
	英語文学	1 以上	1 以上
	英語コミュニケーション	1 以上	1 以上
	異文化理解	1 以上	1 以上
	合計修得単位	2 0	1 0

3. 特別支援学校教諭普通免許状

特別支援学校教諭の免許状を取得するには、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有し、次の表に示す「特別支援教育に関する科目」の単位を修得しなければならない。

表Ⅲ－７．特別支援学校教諭普通免許状（特別支援教育に関する科目）

特別支援教育に関する科目		最低修得単位			
		一種		二種	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2		2	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1 以上	1 6	1 以上	8
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2 以上		1 以上	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5		3	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3		3	
合計修得単位		2 6		1 6	

注意事項

特別支援学校教諭一種免許状を取得するには、基礎理論に関する科目（特１）、特別支援教育領域に関する科目（特２・特３）、特別支援教育領域外に関する科目（特４）、特別支援学校での教育実習（特５）について、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。

注意しなければならないのは特別支援教育領域と領域外との区別である。特別支援学校教諭免許状には、知的障害・肢体不自由・病弱・視覚障害・聴覚障害の計５領域があるが、茨城大学教育学部で取得できるのは、知的障害・肢体不自由・病弱の３領域のみである。この３領域の科目から計１６単位修得する必要がある。カリキュラム構造上、副専攻の学生が特別支援学校教諭一種免許状を取得するには、以下の組み合わせで取得する以外には免許状が取れないことになっている。

- パターン１：知的障害領域（１２）・肢体不自由領域（４）
 - パターン２：知的障害領域（１２）・病弱領域（４）
 - パターン３：知的障害領域（８）・肢体不自由領域（４）・病弱領域（４）
- 注）（ ）内の数字は免許法上で取得に必要な最低単位数を示す

※領域外とは、前述の５領域の中で取得しなかった免許状の領域のことを指す。以下に、パターンごとに領域外のものを示す。

- パターン１：病弱・視覚障害・聴覚障害領域
- パターン２：肢体不自由・視覚障害・聴覚障害領域
- パターン３：視覚障害・聴覚障害領域

それぞれのパターンで領域外の科目は異なることから、履修の仕方も非常に複雑になっている。そこで、特別支援教育領域外に関する科目（特４）の中には、「含む領域」として全５領域を設定している授業科目もあるので、この中から最低２単位選択履修すること。いずれのパターンであっても領域外の科目としてカバーされる。

さらに、領域外の科目には免許の領域に含まれない「重複・ＬＤ等の領域」がある。これは必ず修得しなければならない。したがって、「中心となる領域」で「重複・ＬＤ等領域」と書かれている必修科目は全て履修すること。

4. 養護教諭普通免許状

養護教諭の免許状を取得するには、次の表に示す単位を修得しなければならない。

表Ⅲ－８．養護教諭普通免許状

	科目の区分	最低修得単位	
	各科目に含めることが必要な事項	一種	二種
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	合計修得単位（各事項を含むこと）	8 単位	5 単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習及び特別活動に関する内容		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	合計修得単位（各事項を含むこと）	6 単位	3 単位
教育実践に関する科目	養護実習	5 単位	4 単位
	教職実践演習	2 単位	2 単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	7 単位	6 単位
大学が独自に設定する科目		7 単位	4 単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	7 単位	4 単位
養護に関する科目	養護に関する科目		
	合計修得単位（各事項を含むこと）	2 8 単位	2 4 単位

表Ⅲ－９．養護教諭普通免許状（養護に関する科目）

養護に関する科目	最低修得単位	
	一種	二種
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	2
学校保健	2	1
養護概説	2	1
健康相談活動の理論及び方法	2	2
栄養学（食品学を含む。）	2	2
解剖学及び生理学	2	2
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2
精神保健	2	2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	1 0	1 0
合計修得単位	2 8	2 4

5. 高等学校教諭普通免許状

高等学校教諭の免許状を取得するには、次の表に示す単位を修得しなければならない。

表Ⅲ－１０．高等学校教諭普通免許状

	科目の区分	一種
	各科目に含めることが必要な事項	各区分の最低修得単位
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	合計修得単位（各事項を含むこと）	10単位
道徳、総合的な 学習の時間等の 指導法及び生徒 指導、教育相談 等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	
	特別活動の指導法	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
	合計修得単位（各事項を含むこと）	8単位
教育実践に 関する科目	教育実習	3単位
	教職実践演習	2単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	5単位
大学が独自に 設定する科目		12単位
	合計修得単位（各事項を含むこと）	12単位
教科及び教科 の指導法に 関する科目	教科に関する専門的事項	取得する免許教科の種類 に応じ「それぞれ定める 教科に関する専門的事項 に関する科目」について それぞれ1単位以上修得
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容 に係る科目	（※）
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	
	合計修得単位（各事項を含むこと）	24単位

※ 「教科及び教科の指導法に関する科目」の枠内の科目であるが、免許要件上必須ではないため、合計修得単位の“（各事項を含むこと）”に含めなくてもよい。

表Ⅲ－１１．高等学校教諭普通免許状（教科に関する専門的事項）

免許教科	教科に関する専門的事項	最低修得単位 (一種)	免許教科	教科に関する専門的事項	最低修得単位 (一種)
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1 以上	美術	絵画（映像メディア表現を含む。）	1 以上
	国文学（国文学史を含む。）	1 以上		彫刻	1 以上
	漢文学	1 以上		デザイン（映像メディア表現を含む。）	1 以上
	合計修得単位	2 0		美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1 以上
				合計修得単位	2 0
地理歴史	日本史	1 以上	書道	書道（書写を含む。）	1 以上
	外国史	1 以上		書道史	1 以上
	人文地理学及び自然地理学	1 以上		「書論、鑑賞」	1 以上
	地誌	1 以上		「国文学、漢文学」	1 以上
	合計修得単位	2 0		合計修得単位	2 0
公民	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1 以上	保健体育	体育実技	1 以上
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 以上		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	1 以上
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 以上		生理学（運動生理学を含む。）	1 以上
	合計修得単位	2 0		衛生学及び公衆衛生学	1 以上
				学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1 以上
数学	代数学	1 以上		合計修得単位	2 0
	幾何学	1 以上	保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	1 以上
	解析学	1 以上		衛生学及び公衆衛生学	1 以上
	「確率論、統計学」	1 以上		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1 以上
	コンピュータ	1 以上		合計修得単位	2 0
	合計修得単位	2 0			
理科	物理学	1 以上	家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	1 以上
	化学	1 以上		被服学（被服製作実習を含む。）	1 以上
	生物学	1 以上		食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	1 以上
	地学	1 以上		住居学（製図を含む。）	1 以上
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	1 以上		保育学（実習及び家庭看護を含む。）	1 以上
	合計修得単位	2 0		家庭電気・機械及び情報処理	1 以上
音楽	ソルフェージュ	1 以上		合計修得単位	2 0
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	1 以上	工業	工業の関係科目	1 以上
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	1 以上		職業指導	1 以上
	指揮法	1 以上		合計修得単位	2 0
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1 以上	英語	英語学	1 以上
	合計修得単位	2 0		英語文学	1 以上
情報	情報社会及び情報倫理	1 以上		英語コミュニケーション	1 以上
	コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	1 以上		異文化理解	1 以上
	情報システム（実習を含む。）	1 以上		合計修得単位	2 0
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	1 以上			
	マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	1 以上			
	情報と職業	1 以上			
	合計修得単位	2 0			

6. 幼稚園教諭普通免許状

幼稚園教諭の免許状を取得するには、次の表に示す科目の単位を修得しなければならない。

表Ⅲ－１２．幼稚園教諭普通免許状

	科目の区分	各区分の最低修得単位	
	各科目に含めることが必要な事項	一種	二種
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に 対する理解	1 単位以上	1 単位以上
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	1 0 単位	6 単位
道徳、総合的な 学習の時間等の 指導法及び生徒 指導、教育相談 等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		
	幼児理解の理論及び方法		
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識 を含む。) の理論及び方法		
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	4 単位	4 単位
教育実践に 関する科目	教育実習	5 単位	5 単位
	教職実践演習	2 単位	2 単位
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	7 単位	7 単位
大学が独自に 設定する科目		1 4 単位	2 単位
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	1 4 単位	2 単位
教科及び教科 の指導法に 関する科目	領域に関する専門的事項	(* 1)	(* 1)
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	(* 2)	(* 2)
	合計修得単位 (各事項を含むこと)	1 6 単位	1 2 単位

* 1 経過措置により、対応した「小学校の教科に関する専門的事項の単位」をもって「領域に関する専門的事項」とみなすことができる。

* 2 小学校教諭免許の所要資格を満たしている場合、一定までは小学校の「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) に関する科目」及び「特別活動の指導法に関する科目」から充てることができる。

領域及び保育内容の指導法に関する科目 必要要件単位 … 一種 1 6 単位、二種 1 2 単位

(1 6 単位* — 領域に関する専門的事項) ÷ 2 [* : 二種は 1 2 単位で計算]

= 「もって充てることができる単位」から充てることのできる上限 (小数点切り捨て)

※ 「もって充てることができる単位」

・ 小学校の各教科の指導法に関する科目

(“社会” “理科” “家庭科” の指導法以外からが望ましいが、もって充てることができる)

・ 特別活動の指導法

「授業科目一覧および授業時間割等に記載される略号について」（参考）

表Ⅲ－１３．授業科目一覧および授業時間割等に記載する略号

欄	科目の区分		小	中	高	幼	養護
		各科目に含めることが必要な事項					
3	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	[基 1]	[基 1]	[基 1]	[基 1]	[基 1]
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	[基 2]	[基 2]	[基 2]	[基 2]	[基 2]
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	[基 3]	[基 3]	[基 3]	[基 3]	[基 3]
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	[基 4]	[基 4]	[基 4]	[基 4]	[基 4]
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	[基 5]	[基 5]	[基 5]	[基 5]	[基 5]
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	[基 6]	[基 6]	[基 6]	[基 6]	[基 6]
4	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	[指 1]	[指 1]			
		総合的な学習の時間の指導法	[指 2]	[指 2]	[指 2]		
		特別活動の指導法	[指 3]	[指 3]	[指 3]		
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	[指 4]	[指 4]	[指 4]	[指 4]	[指 4]
		生徒指導の理論及び方法	[生 1]	[生 1]	[生 1]		[生 1]
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	[生 2]	[生 2]	[生 2]	[生 2]	[生 2]
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	[生 3]	[生 3]	[生 3]		
		幼児理解の理論及び方法				[生 4]	
		道徳、総合的な学習及び特別活動に関する内容					[指 5]
5	教育実習 【養護実習】		[教実]	[教実]	[教実]	[教実]	[養実]
6	教職実践演習		[実演]	[実演]	[実演]	[実演]	[実演]

【 】は、養護教諭の場合

表Ⅲ－１４．授業科目一覧および授業時間割等に記載する「特別支援教育に関する科目」の略号

特別支援教育に関する科目		記号
特別支援教育の基礎理論に関する科目		[特 1]
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	[特 2]
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	[特 3]
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		[特 4]
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		[特 5]

IV 諸資格

1. 学校図書館司書教諭

高度情報社会を迎え、学校図書館は「学習情報センター」及び「読書センター」としての機能の充実が求められている。その中心的役割を担うのが学校図書館司書教諭で、小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む。）において、図書のみならず、視聴覚教育の資料・各種学習資料を収集・整理・保存し、これを児童・生徒・教師の利用に供するために様々な事業を行う専門職である。現在、小規模校を除く全ての学校に学校図書館司書教諭を置くことが推進されている。

「学校図書館司書教諭」は、いわゆる「資格」とは若干性質が異なり、「資格証明書」や「免許状」を所有するわけではない。「学校図書館司書教諭講習規定」に基づく所定の講習を受けた者に対して、文部科学大臣による「修了証書」が授与され、この「修了証書」を持つ教員（小・中・高及び特別支援学校の教諭普通免許状を持つ者）が、その勤務校において「学校図書館司書教諭」となる資格を持つのである。（つまり、「修了証書」を所持していても学校に正規教員として勤務し、さらにその学校において発令がくだされなければ、「学校図書館司書教諭」にはなれない。）

本学部では、この講習科目に該当する科目が設けられており、5科目10単位を履修し単位を修得した者は、卒業後の所定の手続きにより修了証書が授与される。

「修了証書」発行の手続きについては、掲示等により周知する。

表Ⅳ－１．学校図書館司書教諭講習科目と単位数

科 目	単位数	備 考
学校経営と学校図書館	2	「大学が独自に設定する科目」 に掲載
学校図書館メディアの構成	2	
情報メディアの活用	2	
学習指導と学校図書館	2	
読書と豊かな人間性	2	
合計修得単位	10	

注）上記に該当する本学部の授業科目については、「授業科目一覧および授業時間割」を参照すること。

2. 学芸員

学芸員とは、国立・公立・私立を問わず、様々な博物館・美術館・資料館等において資料の収集や保管、調査研究及び教育普及活動に従事する専門職員である。

本学部では、「Ⅰ 概要 2. (3)」に示したとおり歴史系、美術系の学芸員の資格取得に配慮がある。ただし、近年、学芸員は専門的な知識ばかりでなく文化・社会・芸術について幅広い教養を備えた研究者としての役割が期待されており、学芸員となるためには、次のような努力が必要である。

- ① 修士課程を修了しておきたい。
- ② 地方自治体の博物館や美術館では、専門職を現職教員や現職員から採用することがあるので、あらかじめそれらの職種に就ける資格を得ておきたい。

表Ⅳ－2. 法令に規定する科目と単位（学芸員資格）

科 目（本学の授業科目名称ではない）		所要単位	
博 物 館 に 関 す る 科 目	生涯学習概論	2	全 て 必 修
	博物館概論	2	
	博物館経営論	2	
	博物館資料論	2	
	博物館資料保存論	2	
	博物館展示論	2	
	博物館教育論	2	
	博物館情報・メディア論	2	
	博物館実習	3	
選 択	文化史	これらの中から 2科目以上8単位	
	美術史		
	考古学		
	民俗学		

注1）上記に該当する本学部の授業科目については、「**授業科目一覧および授業時間割**」を参照すること。

注2）資格証書は交付されない。上記科目の単位修得証明書等を採用される博物館等に提出することで認定される。

3. 公認スポーツ指導者

日本スポーツ協会及び加盟団体等は、生涯スポーツ社会の実現を目指し、生涯を通じた「快適なスポーツライフ」を構築するため、その推進の中心となるスポーツ指導者を養成している。〔公認スポーツ指導者〕は、スポーツ医・科学の知識を活かしてスポーツを「安全に、正しく、楽しく」指導し、その「本質的な楽しさ・素晴らしさ」を伝える役割を担う。

2005年の公認スポーツ指導者制度の改定から10余年、現在では、社会的な変化（グローバル化やダイバーシティの進展、情報技術の進歩等）や、日本のスポーツ界での変化（スポーツ基本法施行、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催決定等）に加え、人々のスポーツに対する価値観の多様化、さらには、スポーツ指導者による暴力をはじめとする反倫理的行為の社会問題化などに対応した、新しい時代にふさわしいコーチングが強く求められるようになっている。

日本スポーツ協会は、そのようなニーズの高まりを受け、「コーチ育成のための『モデル・コア・カリキュラム』の作成」事業をスポーツ庁より受託し、2016年3月にその内容を取りまとめた。

「モデル・コア・カリキュラム」は、グッドコーチに求められる資質能力を確実に習得するために必要な内容を「教育目標ガイドライン（講義概要・到達目標・時間数）」として提示したものである。その特徴は、いわゆる「人間力」と称する「思考・判断（スポーツの意義と価値の理解、コーチングの理念・哲学等）」と、「態度・行動（対自分力、対他者力）」に関する内容の比重を増やしたという点である。2019年4月、その「モデル・コア・カリキュラム」の内容を公認スポーツ指導者資格の養成カリキュラムに反映するため、公認スポーツ指導者制度を改定施行した。

表Ⅳ－3. 公認スポーツ指導者の種類と役割

種 類		役 割
スポーツ指導者 基礎資格	スポーツリーダー	地域におけるスポーツグループやサークル等のリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。
	コーチングアシスタント	地域におけるスポーツグループやサークル等において、上位資格者を補佐する者として、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。
競技別 指導資格	スタートコーチ	地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等において、上位資格者と協力して安全で効果的な活動を提供する。
	コーチ1 (旧 指導員)	地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する。
	コーチ2 (旧 上級指導員)	地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等の監督やヘッドコーチ等の責任者として、安全で効果的な活動を提供するとともに、指導計画を構築、実行、評価し監督することと併せて、コーチ間の関わり及び成長を支援する。
	コーチ3 (旧 コーチ)	トップリーグ・実業団等でのコーチングアシスタント（指導補助）として、ブロック及び全国大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う。
	コーチ4 (旧 上級コーチ)	トップリーグ・実業団・ナショナルチーム等のコーチングスタッフとして、国際大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う。
	教師	クラブや商業・民間スポーツ施設等で幅広い年齢層の多様なスポーツライフスタイルを志向する会員や利用者に応じたコーチングを行うとともに、当該施設等の日常運営業務にあたる。
	上級教師	クラブや商業・民間スポーツ施設等における実技指導の責任者・チーフを担うとともに、当該施設等の企画・経営業務にあたる。

種 類		役 割
フィットネス系資格	ジュニアスポーツ指導員	地域スポーツクラブ等において、幼少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動きづくりの指導を行う。
	フィットネストレーナー	商業・民間スポーツ施設等において、プレーヤーに対する相談及び指導助言を行うとともに、各種トレーニングの基本的指導等を主に職業として行う。 ※フィットネストレーナー資格は現在、新規養成を行っておりません。
	スポーツプログラマー	地域スポーツクラブ等において、プレーヤーのフィットネスの維持や向上のための指導及び助言を行う。
メディカル・コンディショニング資格	スポーツドクター	医師の立場からプレーヤーの健康管理、スポーツ外傷・障害の診断、治療、予防、研究等にあたる。
	アスレティックトレーナー	スポーツドクターをはじめコーチ等との緊密な協力のもとに、プレーヤーの安全・健康管理、スポーツ外傷・障害の予防、救急対応、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等にあたる。
	スポーツデンティスト	歯科医師の立場からプレーヤーの健康管理、歯科口腔領域におけるスポーツ外傷・障害の診断、治療、予防、研究等にあたる。
	スポーツ栄養士	地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、プレーヤーの栄養・食事に関する専門的視点からの支援等、栄養サポートを行う。
マネジメント資格	クラブマネジャー	総合型地域スポーツクラブ等において、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行うとともに、クラブに必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する。
	アシスタントマネジャー	総合型地域スポーツクラブ等において、クラブ会員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジメントの諸活動をサポートする。

本学部は、公認スポーツ指導者養成講習会の免除適応コースになっている。したがって、本学部が開設している所定の科目の単位を修得することにより、資格別に講習が免除される。

表Ⅳ－４．免除される公認スポーツ指導者資格の種類と区分

公認スポーツ指導者資格の種類	共通科目	専門科目
	講習・試験	講習・試験
スポーツリーダー（注１）	免除される	該当なし
コーチ１～４	免除される （共通Ⅳは免除されない）	免除されない（注２）
ジュニアスポーツ指導員 スポーツプログラマー	免除される	講習のみ免除される
アスレティックトレーナー	免除される	免除されない

（注１）スポーツリーダーは、基礎資格なので共通科目のみ。

（注２）競技別指導者資格の専門科目は、それぞれの種目の中央競技団体が主催する講習及び検定試験を受けなければならない。

（注３）いずれの場合も、受験料や登録料等が必要となる。

表Ⅳ－５．日本スポーツ協会公認スポーツ指導者共通科目カリキュラム（新カリキュラム）

第１章 コーチングを理解しよう １．コーチングとは ２．コーチングに求められる役割 ３．コーチに求められる知識とスキル ４．対他者力を磨こう ５．対自己力を磨こう ６．スポーツの意義と価値 ７．スポーツの価値を守るスポーツ権 ８．スポーツの自治－ガバナンスとコンプライアンス－ ９．暴力ハラスメントの根絶 １０．スポーツのインテグリティ－ １１．スポーツの事故におけるスポーツ指導者の法的責任 １２．スポーツ仲裁 １３．スポーツ倫理 １４．時代をリードするコーチング	第２章 グッドコーチに求められる医科学知識 １．スポーツトレーニングの基本的な考え方と理論体系 ２．体力のトレーニング ３．スキルのトレーニング ４．心のトレーニング ５．スポーツと栄養 ６．スポーツに関連する医科学的知識 ７．アンチドーピング 第３章 現場・環境に応じたコーチング １．コーチング環境の特徴 ２．ハイパフォーマンススポーツにおける今日的なコーチング ３．スポーツ組織のマネジメント ４．障害者スポーツ
---	--

（注４）新カリキュラムでは、科目の区分に関わらず、学ぶ項目名は共通となった。区分によって学ぶ深さ・量が異なる（共通Ⅰは45h、共通Ⅱは135h、共通Ⅲは150hが必要。本学教育学部では共通Ⅲの免除適応認定校となっているため、共通ⅠおよびⅡのみの免除はできない）。

（注５）免除を受けるために必要な本学部の授業科目については、「授業科目一覧および授業時間割」を参照すること。

（注６）ジュニアスポーツ指導員の専門科目については「授業一覧および授業時間割」を参照すること。

V 教育実践力養成プログラム

1. 「教育実践力養成プログラム」について

初等教育に対応するプログラムとしては、いじめ・不登校対応などの新しい教育的課題に向けた「教育実践科学プログラム」、科学技術の高度化を受けて今後ますます重要になる理数教育に対応した「理数対応プログラム」、言語活動・環境・健康・情報といった教科・領域横断的な教育に関する「教科・領域横断的プログラム」がある。

さらに、中等教育の各教科、特別支援教育や養護教育に対しても、専門分野に応じた優れた教育実践力の養成を目指したプログラムを設けている。具体的には、表V-1のようなプログラムである。

2. 「教育実践力養成プログラム」認定要件

各プログラムに対応する免許（いずれも1種免許）に要する単位を修得した上で、「授業科目一覧および授業時間割」に示された各プログラムの対象科目を8単位以上（初等教育実践力養成プログラム）、もしくは10単位（それ以外のプログラム）を修得することが要件となる。この要件を満たしたもには、卒業時に各プログラムの修了認定証を交付する。

表V-1. 各「教育実践力養成プログラム」と目的

プログラム名（認定要件）		目 的
初等教育 実践力養成 プログラム (小学校教諭 1種免許＋ それぞれの プログラムの 対象科目 8単位以上 の修得)	教育実践科学 プログラム (※1)	現代教育プログラム
		人間発達プログラム
	理数対応 プログラム	小学校算数プログラム
		小学校理科プログラム
	教科・領域 横断的 プログラム	言語活動プログラム
		環境教育プログラム
		健康教育プログラム(※2)
		情報教育プログラム
中等教育実践力 養成プログラム (対応する教科の中学校教諭 1種免許＋それぞれのプロ グラムの対象科目10単位 以上の修得)	国語科教育プログラム	
	社会科教育プログラム	
	英語科教育プログラム	
	数学科教育プログラム	
	理科教育プログラム	
	音楽科教育プログラム	
	美術科教育プログラム	
	保健体育科教育プログラム	
	技術科教育プログラム	
	家庭科教育プログラム	
特別支援教育実践力 養成プログラム	発達障害支援プログラム(※3) (いずれかの校種の1種免許 もしくは養護教諭1種免許 ＋それぞれのプログラムの 対象科目8単位以上の修得)	
	特別支援学校プログラム(※3) (特別支援学校教諭1種免許 もしくは養護教諭1種免許 ＋対象科目10単位以上の 修得)	
養護教育実践力養成プログラム (養護教諭1種免許＋対象科目10単位以上の修得)		子ども一人一人のニーズに応えることのできる養護に ついての実践・展開力を持つ養護教諭の養成

(※1) 教育実践科学コース向けだが、他コース学生でも所定の単位が修得できれば修了認定可能。教育実践科学コースの学生は選択必修となっているので留意のこと。

(※2) 養護教諭養成課程の学生は養護教諭1種免許＋8単位以上の修得で認定可。ただし対象科目の単位は自由履修の扱いとなる。

(※3) 対象科目が特別支援教育に関する科目となるため、特別支援学校教諭免許を取得しないものは対象科目の単位は自由履修の扱いとなる。

※注意 単位の累加が認められている科目について、累加分の単位はプログラムの取得に使用できないので注意すること。

VI 地域志向教育プログラム

1. 地域志向教育プログラムについて

茨城大学では、地域を多角的に捉えながら地域課題と向き合い、学部1年次から大学院まで一貫して取り組める、学部横断型のアクティブ・ラーニングである「地域志向教育」を行います。

地域志向教育プログラムでは、地域志向科目や地域PBLへの取り組みから、地域に頼られ地域を先導できる学生を育成し、さらには地域の課題解決と活性化を行うことを目的としています。育成する具体的な人材像は、「地域志向で協創力ある学生」、「現場志向で課題解決力ある学生」、「未来志向でリーダー力ある学生」です。

2. 地域志向教育プログラムの修了証の要件

プログラムでは修了証を発行します。この修了証は、それを持った学生が地域に役立つ人材であることを、茨城大学が認定するものです。そのため、1) 要件の8単位以上の修得に加え、2) 地域PBL科目における報告書や、3) プログラム対象科目以外も含めた卒業年次前学期（夏季集中講義を含む）までの成績（*）も勘案して発行します。

卒業年次の後学期になりましたら、全学教育機構で審査のうえ卒業時に発行します。

- * ①プログラム対象科目以外も含めたすべての科目について、通算GPAを用いた学部ごとの上位75%以上が要件です。かつ②履修したすべてのプログラム対象科目について、通算GPAを用いた学部ごとの上位50%以上に該当する場合は、「優秀」を記載した修了証を出します。

なお、3年次前学期（同上）までに修了要件の8単位以上を修得している3年次生には、「修了見込証明書」を発行することができます。これにより、当該教育プログラムを履修していることを就職活動等においてアピールすることができます。3年次後学期になりましたら、全学教育機構から手順などを連絡します。

表VI-1. 地域志向教育プログラムの科目区分

科目の区分		科目名・授業題目名	必修・選択必修・選択	履修年次**	備 考
全学教育 機 構	基盤教育科目	「茨城学」＊	2 単位必修	1 年次	
		地域志向科目	選択	1 年～4 年次	履修要件に算入できるのは4 単位まで
	全学共通科目	5 学部混合地域PBL科目 「地域協創PBL」	2 単位選択必修	1 年～4 年次	「自由履修」の科目
学 部	専門科目	地域PBL科目		2 年～4 年次	工学部は3 年次から開始
		地域志向科目	選択	2 年～4 年次	
修了要件単位数			合計 8 単位以上		

* 「茨城学」はプログラム参加の有無にかかわらず、すべての学部学生が卒業に単位修得が必要な必修科目です。

** 修了証の履修要件に算入できるのは4年次の前学期（夏季集中講義を含む）までです。

3. 地域志向教育プログラムの履修科目について

1) 基盤教育科目

1年次に必修科目の「茨城学」2単位を履修します。また、1年次以降に（「茨城学」以外の）「地域志向科目」から2単位以上を履修できます。ただし、後者については、修了証の要件に算入できるのは4単位までです。

＊「茨城学」はプログラム参加の有無にかかわらず、すべての学生が卒業に単位修得が必要な必修科目です。

2) 全学共通科目・専門科目

1年次～4年次に科目が配置されています。

全学共通科目である「5学部混合地域PBL科目」および「地域協創PBL」あるいは学部の専門科目である「地域PBL科目」から2単位以上（2単位選択必修）を履修します。PBLには、問題解決を主目的として、学生の皆さんが主体となり実践するグループ学習（Problem-Based Learning）と、各チームが具体的な学修課題をたてて、プロジェクトを遂行しながら行う学習（Project-Based Learning）があり、本プログラムではいずれも地域課題等をテーマに行います。そして、これらに学部横断で取り組むのが「5学部混合地域PBL科目」で、さらに地域協創人材教育プログラム参加校も加えて取り組むのが「地域協創PBL」です。また、学部の専門性をより用いて取り組むのが学部の「地域PBL科目」です。シラバスをよく読んで履修してください。

また、学部の専門科目である「地域志向科目」から2単位以上を履修できます。

表VI-2. 地域志向教育プログラムのカリキュラムマップ

（Q：クォーター）

1年次	前学期 1Q 2Q	茨城学			5学部混合 地域PBL	
	後学期 3Q 4Q					
2年次	前学期 1Q 2Q	「茨城学」 以外の基盤 教育科目の 地域志向科目		学部の地域 志向科目	地域協創 PBL	学部の地域 PBL＊
	後学期 3Q 4Q					
3年次 ＊＊	前学期 1Q 2Q					
	後学期 3Q 4Q					
4年次 ＊＊＊	前学期 1Q 2Q					
	後学期 3Q 4Q					

＊ 工学部の地域PBLは3年次から開始。

＊＊ 3年次前学期（夏季集中講義を含む）までに修了要件の8単位以上を修得している3年次生には、「修了見込証明書」を発行することができます。

＊＊＊ 「修了証」の履修要件に算入できるのは4年次の前学期（同上）までの成績です。

VII 地域協創人材教育プログラム

1. 地域協創人材教育プログラムについて

地域協創人材教育プログラムとは、茨城大学をはじめとして、茨城キリスト教大学、茨城県立医療大学、茨城工業高等専門学校、常磐大学が協働して行う人材教育プログラムです。

茨城大学では、地域協創人材教育プログラムの中で、地域志向教育プログラムの修了に加えて、「就業支援科目」並びに「インターンシップ科目」を修得し、「地域理解力」、「地域の課題発見・解決能力」及び「実践に即したプロジェクト企画能力」を有する学生を育成します。

これらの能力を有する学生を、茨城県という地域を理解し、そこでの課題を発見し、解決するための方法を企画することのできる人材とみなし、「地域協創人材」として認定します。

2. 「地域協創人材」認定の要件

認定は、地域志向教育プログラムを修了していること、及び下記の「地域協創人材認定のための対象科目（2単位以上）」を修得していることが要件となります。この要件を満たした者を「地域協創人材」として認定し、卒業時に認定証を交付します。

なお、3年次後学期までに認定要件の10単位以上を修得している4年次生には、「プログラム修了見込証明書」を発行することができます。これにより地域協創人材に認定見込みであることを就職活動等においてアピールすることができます。3年次後学期になりましたら、手順などを連絡します。

表Ⅶ－１．「地域協創人材」認定のための対象科目

科目の区分	科 目	必修・ 選択必修	履修年次（Q：クォーター）**	備 考
基盤教育科目	ライフデザイン *	1 単位必修	3 年次 1 Q 又は 2 Q	
	公共社会 （インターンシップ実習Ⅰ・Ⅱ）	1 単位 選択必修	1 年次全学部	
専門科目	インターンシップ科目		学部が定める 履修年次による	
認定要件：地域志向教育プログラム 8 単位に上記 2 単位を加えた 1 0 単位以上				

* 「ライフデザイン」はプログラム参加の有無にかかわらず、すべての学部学生が卒業に単位修得が必要な必修科目です。

** 認定証の履修要件に算入できるのは4年次の前学期（夏季集中講義を含む）までです。

3. 「地域協創人材」認定のための履修科目について

(a) 地域志向教育プログラムの対象科目

「地域協創人材」認定のためには、「地域志向教育プログラム」の対象である基盤教育科目（修了要件に算入できるのは4単位まで＊）と専門科目から合計8単位以上履修します。

＊ 基盤教育科目からは、「茨城学」及びリベラルアーツ科目のうち全学教育機構が「地域志向科目」として位置づける授業（年度によって変わります）を履修。

(b) 就業支援科目

「就業支援科目」として「ライフデザイン」（1単位必修）を3年次の第1クォーターまたは第2クォーターに指定のクラスで履修します。（※教育学部は前学期・隔週開講）

このほか、リベラルアーツ科目の「公共社会」において開講される授業「仕事を考える」を推奨科目として指定します（認定要件には入りません）。履修対象は、1年次は工学部及び農学部学生、2年次は人文社会科学部、教育学部及び理学部学生です。「仕事を考える」は、インターンシップや就職にあたり、働くことの意味や実態を予め知ることに関与する授業ですので、できるだけ履修してください。

(c) インターンシップ科目

各学部が開講するインターンシップ科目や「公共社会」において認定される「インターンシップ実習Ⅰ・Ⅱ」のいずれか1単位以上を履修してください。「インターンシップ科目」の履修年次は各学部の履修要項等を参考にしてください。

表Ⅶ－2. 「地域協創人材教育プログラム」のカリキュラムマップ

(Q:クォーター)

1 年次	前学期 1Q 2Q	地域志向教育 プログラム の対象科目 (1～4 年次)		(就業支援科目)	公共社会 「インターン シップ実習」 (1 年次～)				
	後学期 3Q 4Q								
2 年次	前学期 1Q 2Q					推奨科目： 「仕事を考える」(1 年工、農)			
	後学期 3Q 4Q						推奨科目： 「仕事を考える」(2 年人、教、理)		
3 年次	前学期 1Q 2Q					ライフデザイン			
	後学期 3Q 4Q						インターンシップ科目 (学部が定める履修年次)		
4 年次	前学期 1Q 2Q								
	後学期 3Q 4Q								

Ⅷ グローバル英語プログラム（G E P）

(1) 「グローバル英語プログラム」について

グローバル英語プログラム（GEP : Global English Program）とは、「プラクティカル・イングリッシュ」に加えて、G E Pを構成する全学共通科目および専門科目を発展的かつ系統的に履修し、学生が主体的に英語で学修を行うことを促進するプログラムです。学生のニーズに合わせて、4技能の向上、専門分野における英語力の向上、留学への動機づけと準備、グローバル社会に対応するキャリア形成の意識向上をめざすプログラム科目を提供します。学生として、社会人として、研究者として国内外において実践的英語力を活かしてグローバルな視点を持って活躍できる能力を養成します。

このプログラムの授業は、原則として英語で行います。

(2) 「グローバル英語プログラム」で育成する英語力

このプログラムでは、ディプロマ・ポリシーのうち、特に①（世界の俯瞰的理解）、②（専門分野の学力）、③（課題解決能力・コミュニケーション力）、④（社会人としての姿勢）の4つを踏まえて教育を行い、以下の英語力を育成することを目指します。

- ・基盤教育科目で学んだ時事問題や自国の文化等について見解を表現できる英語力
- ・学部専門教育で学んだ知識を前提として、専門分野の論文を理解することができる英語力、さらに、専門分野の研究発表（口頭発表、論文発表）をすることができる英語力
- ・英語圏の大学で専門分野を学ぶことができる英語力
- ・企業で必要とされる英語力

(3) 「グローバル英語プログラム」の履修資格と修了証の要件

1) 履修資格

「プラクティカル・イングリッシュ」6単位修得かつTOEIC 550点相当以上を履修要件とします。

2) 履修手続

G E Pの履修にあたっては、上記履修資格を満たした上で、2年次後学期から4年次12月までに「茨城大学グローバル英語プログラム履修届」（以下、履修届）に必要書類を添えて、共通教育センターに提出してください（工学部の学生は工学部学務グループに、農学部の学生は農学部学務グループに提出）。必要書類は、履修届配付時に案内します。履修届の用紙は、共通教育センターで配付します。履修届を提出した学生は、表Ⅷ－2. のプログラム科目を履修することができます。令和3年度の開講科目については、別冊の「令和3年度大学共通教育開講授業科目一覧」で確認してください。

プログラム科目については、上記の英語力育成の観点から、4科目以上履修することを推奨しています。プログラム科目は、水戸地区、日立地区、阿見地区の各キャンパスで2年次後学期から開講されます。**履修資格を満たした学生以外は履修できない科目です。**プログラム履修者は、是非履修してください。

3) プログラム修了の要件

全学部生必修の基盤教育科目「プラクティカル・イングリッシュ」を基礎に、表Ⅷ－２．のプログラム科目（全学共通科目）、A I M S 科目（全学共通科目）及び各学部が指定する専門科目（留学などの単位修得により専門科目として認定された単位を含む。）を履修し、下表の単位を修得した者を修了認定し、修了証を発行します。修了証は、上記履修届を提出した者が修了要件を満たした場合、その翌学期に発行します。G E P を修了した学生が、修了証発行後にAdvanced GEPの修了要件を満たした場合は、G E P の修了証に追加して、Advanced GEPの修了証を発行します。Advanced GEPは、下記のとおりG E P よりも修得すべき単位数が多い、より発展的なプログラムとなっています。

なお、プログラムの修了要件ではありませんが、プログラム修了時に英語力の向上度を測定する指標として外部検定試験（TOEIC）の受験を推奨します。

表Ⅷ－１．プログラム修了要件単位数

プログラム名	プラクティカル・イングリッシュ （１年次前学期～３年次前学期）	全学共通科目及び専門科目 （２年次後学期～）	合 計
G E P	６単位（必修）	６単位（選択）	１２単位
Advanced GEP ※	６単位（必修）	１４単位（選択）	２０単位

※G E P の修了要件よりも全学共通科目又は専門科目から８単位多く単位を修得した学生にはAdvanced GEP として修了認定します。

表Ⅷ－２．G E P 構成科目

区分		授業科目	単位数	必修/選択
G E P 構 成 科 目	基 盤 教 育 科 目	プラクティカル・イングリッシュ Integrated English I A、II A、III A	2	必修 (2 単位)
		プラクティカル・イングリッシュ Integrated English I B、II B、III B	1	必修 (1 単位)
		プラクティカル・イングリッシュ Advanced English I A、I B、II A、II B、III A、III B、III C	1	必修 (3 単位)
	プ ロ グ ラ ム 科 目	English for Socializing	1	選択
		Reading & Discussion	1	選択
		Presentations in English	1	選択
		TOEIC & TOEFL	1	選択
		Academic Speaking	1	選択
		Academic Writing	1	選択
		Studies in Particular Fields	1	選択
		Studying Abroad	1	選択
		Bilingualism	1	選択
		Studies in Contemporary Japan	1	選択
	A I M S 科 目	A I M S プログラム科目のうち、講義科目として開講されているもの	1 ～ 2	選択 4 単位までとする
	専 門 科 目 ※	各学部開講の英語による専門科目（所属学部以外も含む）	1 ～ 3	選択
		留学などの単位修得により専門科目として認定された科目	所属学部 における 認定単位数	

4 単位以上推奨

- ・専門科目における G E P 構成科目は、表Ⅷ－５．のとおりです。
- ・留学などの単位修得には、単位互換で修得した科目も含まれます。
- ・1 年次から 2 年次前学期に英語で開講されている基盤教育科目の一部を「プレ G E P 科目」として指定します。G E P の履修要件を満たし、G E P プログラム修了認定を受ける場合は、2 単位までを G E P 構成科目として認定します。指定科目は表Ⅷ－４．のとおりです。

表Ⅷ－３．全学共通科目の授業概要

これらの授業は、以下のような内容で開講が予定されています。

授業科目名	授 業 の 概 要 （ 予 定 ）	使用言語
English for Socializing	スピーキング力だけでなく、様々な国の人たちと英語で意思疎通を図り、人間関係を構築する際に求められるコミュニケーション力ならびにソーシャル・スキルなどを養成する。	英語主
Reading & Discussion	時事問題やアカデミックなトピックについての記事や論文などの内容を理解し要約できるリーディング力、それを基に論理的に自分の主張を組み立て主張できるディスカッション力を養成する。	日英併用
Presentations in English	主張を論理的に組み立て、かつ先行研究のデータを入れるなど客観性を持たせた内容に基づいて、聴衆にとって聞きやすく説得力のあるプレゼンテーションを行うのに必要な能力を養う。	日英併用
TOEIC & TOEFL	TOEIC で800点以上を目指すためのトレーニングを行う。また、（交換）留学を視野にいれ、TOEFL (ITP) で550点以上を目指すためのトレーニングを行う。	日英併用
Academic Speaking	伝えるべき内容を論理的に組み立てる能力、プレゼンテーションやディスカッションなどで必要とされるアイコンタクトやジェスチャーなどを取り入れた相手に伝わるスピーキング力を養成する。	英語主
Academic Writing	英語でレポート、エッセイ、論文を書く際に必要とされるライティング力を養成する。実例を教材として効果的な構成方法や表現方法を学ぶ。	日英併用
Studies in Particular Fields	専門分野に関わる書物や論文を理解できる語彙力（特に専門用語）や読解力などの養成を通じて、特定の専門分野について英語で学べるようになることを目標とする。	英語主
Studying Abroad	留学する際に必要とされる様々な国における常識の違いや価値観の相違などを理解する力を養成する。	英語のみ
Bilingualism	グローバル社会におけるバイリンガリズム（２言語併用）の概念や考え方を言語学、心理言語学、第二言語習得理論など様々な観点からの見解を学ぶ。	英語のみ
Studies in Contemporary Japan	現在の日本について担当者の専門分野のトピックを中心に学ぶ。	英語のみ

表Ⅷ－４．令和３年度「プレＧＥＰ科目」一覧

令和３年度に開講される「プレＧＥＰ科目」は下表のとおりです。

基盤教育科目

科 目 区 分	授業科目区分	授 業 題 目	単位数	対象年次
異文化コミュニケーション	人間とコミュニケーション	Cross-cultural Understanding: Japan and America	1	1, 2
異文化コミュニケーション	人間とコミュニケーション	International Exchange	1	1
異文化コミュニケーション	人間とコミュニケーション	Japanese Pop Culture A	1	2
異文化コミュニケーション	人間とコミュニケーション	Japanese Pop Culture B	1	2
異文化コミュニケーション	多文化共生	短期海外研修Ⅰ(ブルネイ)	1	1
異文化コミュニケーション	多文化共生	短期海外研修Ⅱ(ブルネイ)	1	1
異文化コミュニケーション	多文化共生	短期海外研修Ⅰ(マレーシア)	1	1
異文化コミュニケーション	多文化共生	短期海外研修Ⅱ(マレーシア)	1	1
異文化コミュニケーション	多文化共生	短期海外研修Ⅰ(オーストラリア)	1	1
異文化コミュニケーション	多文化共生	短期海外研修Ⅱ(オーストラリア)	1	1
ヒューマニティーズ	思想・文学	Modern Japanese Literature A	1	1
ヒューマニティーズ	思想・文学	Modern Japanese Literature B	1	1
ヒューマニティーズ	メディア文化	Vlogs as Internet Media(A)	1	1
ヒューマニティーズ	メディア文化	Vlogs as Internet Media(B)	1	1
グローバル化と人間社会	グローバル・スタディーズ	Diversity and Social Issues in Japan A	1	1
グローバル化と人間社会	グローバル・スタディーズ	Diversity and Social Issues in Japan B	1	1
グローバル化と人間社会	グローバル・スタディーズ	Basic of International Relations	1	1
グローバル化と人間社会	グローバル・スタディーズ	Critical Issues of International Relations	1	1
グローバル化と人間社会	グローバル・スタディーズ	Introduction empirical research and quantitative methods A	1	2
グローバル化と人間社会	グローバル・スタディーズ	Introduction empirical research and quantitative methods B	1	2

表Ⅷ－５．ＧＥＰ構成科目（専門科目）一覧

ＧＥＰ構成科目のうち、令和３年度入学者が履修できる専門科目は下表のとおりです。令和３年度の開講状況等については、別冊「令和３年度大学共通教育開講授業科目一覧」を参照してください。

科目区分	開講学部	授業科目	単位数	対象年次
専門科目	人文社会科学部	Advanced Reading	2	2
専門科目	人文社会科学部	Advanced Writing	2	2
専門科目	人文社会科学部	Advanced Speaking	2	2
専門科目	人文社会科学部	英語圏の文化と社会Ⅰ	2	2
専門科目	人文社会科学部	英語圏の文化と社会Ⅱ	2	2
専門科目	人文社会科学部	English Seminar for Intercultural CommunicationⅠ	2	3
専門科目	人文社会科学部	English Seminar for Intercultural CommunicationⅡ	2	3
専門科目	人文社会科学部	English Seminar for Intercultural CommunicationⅢ	2	3
専門科目	人文社会科学部	English Seminar for Intercultural CommunicationⅣ	2	3
専門科目	人文社会科学部	Language and Culture in Japan A	2	3
専門科目	人文社会科学部	Language and Culture in Japan B	2	3
専門科目	人文社会科学部	Language and Culture in Japan C	2	3
専門科目	人文社会科学部	Language and Culture in Japan D	2	3
専門科目	人文社会科学部	Language and Culture in Japan E	2	3
専門科目	人文社会科学部	Language and Culture in Japan F	2	3
専門科目	人文社会科学部	Language and Culture in Japan G	2	3
専門科目	人文社会科学部	Language and Culture in Japan H	2	3
専門科目	教育学部	異文化理解概論	2	2
専門科目	理学部	Environmental Chemistry	1	2
専門科目	工学部	工学実用英語	1	3
専門科目	農学部	ビジネス英語Ⅰ	2	2
専門科目	農学部	ビジネス英語Ⅱ	2	3
専門科目	農学部	英語コミュニケーションⅠ	2	2
専門科目	農学部	英語コミュニケーションⅡ	2	3
専門科目	農学部	食品安全分析学	2	2
専門科目	農学部	毒性学	2	2
専門科目	農学部	食品製造学	2	3
専門科目	農学部	食品保蔵学	2	3
専門科目	農学部	国際食産業科学海外講義Ⅰ	2	3
専門科目	農学部	国際食産業科学海外講義Ⅱ	2	3
専門科目	農学部	国際食産業科学海外講義Ⅲ	2	3
専門科目	農学部	国際食産業科学海外講義Ⅳ	2	3
専門科目	農学部	国際食産業科学海外講義Ⅴ	2	3
専門科目	農学部	国際食産業科学海外講義Ⅵ	3	3
専門科目	農学部	国際食産業科学海外講義Ⅶ	3	3
専門科目	農学部	国際食産業科学海外講義Ⅷ	3	3
専門科目	農学部	国際食産業科学海外講義Ⅸ	3	3
専門科目	農学部	国際食産業科学海外講義Ⅹ	1	3
専門科目	農学部	国際食産業科学海外講義Ⅺ	1	3

Ⅸ 日本語教育プログラム

1. 「日本語教育プログラム」について

本プログラムは、外国語としての日本語を指導するために必要な専門的基礎知識と基礎能力の習得を目的とします。

本プログラム修了に必要な単位数は26単位（必修科目12単位、選択科目14単位）です（注1）。

必要単位数を取得した者には、「茨城大学日本語教育プログラム修了証」を交付します。本修了証は、本プログラムの所定の単位を取得し、本プログラムを修了したことを証明するもので、日本語教員資格などを認定するものではないことに注意してください。なお、現在、教育職員免許状のような公的な日本語教員免許制度はありません（注2）。

（注1）本プログラムの教育課程編成は、文化庁が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された教育内容に準拠します。また、法務省による日本語教育機関の告示基準（平成29年8月1日施行）の第1条第1項13号及び「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に示された「日本語教育機関における教員の要件」（平成29年度4月以降入学者から適用）を満たす教育課程となっています。

（注2）日本語教員の知識・能力を判定するものとしては、（財）日本国際教育支援協会（JEES）が実施している「日本語教育能力検定試験」があります。

2. 「日本語教育プログラム」の受講対象者について

本プログラムを受講できるのは人文社会科学部と教育学部の学生です。なお、本プログラムは人文社会科学部のサブメジャーとなっています。詳しくは人文社会科学部の履修要項等を確認してください。

本プログラムは学年進行で開講されます。

3. 「日本語教育プログラム」の履修科目及び履修基準について

本プログラムは選択科目と必修科目から構成されています。それぞれの履修科目及び履修基準は次のとおりです。

◆選択科目について

（1）選択科目（注3）は、指定された基盤教育科目（注4）及び人文社会科学部・教育学部開講の専門科目から選択すること。

（注3）「ナンバリングコード」に「JEP」のコードが付された科目

（注4）基盤教育科目は、異なる授業題目であれば同一授業科目を複数履修することができる。

（2）履修に当たっては、所属学部の履修基準に従い、各授業科目の履修上の注意をよく読んで履修すること。

（3）選択科目は、領域1「言語、言語と心理、言語と教育」、領域2「言語と社会、社会・文化・地域」の各領域4単位以上含み、14単位以上を履修すること。

◆必修科目について

（1）「思想・文学〔日本語を考える〕」は（日本語文法）、（日本語の諸相）の計2単位を履修すること。

（2）「日本語教授法」はⅠ、Ⅱの順で履修すること。

（3）「日本語教授法演習」「日本語教授法演習（海外）」は、いずれか1科目を履修すること。

（4）「日本語教授法演習」及び「日本語教授法演習（海外）」は、3年次後学期又は4年次前学期に受講するが「日本語教授法演習」「日本語教授法演習（海外）」開始前に当該授業以外の所要単位をすべて取得済みであることが履修条件なので注意すること。また、「日本語教授法演習（海外）」は学内の交換留学に応募し、受入校への交換留学派遣候補者として推薦

を受けることが履修条件となっている。

- (5) 必修科目の「日本語教育概論」、「多文化社会と日本語教育」、「日本語教授法Ⅰ」、「日本語教授法Ⅱ」、「日本語教授法演習」「日本語教授法演習（海外）」は、全学共通科目として開講される。
- (6) 「日本語教授法演習」の受講者数は、3年次以上後学期10名程度、4年次前学期10名程度であり、希望者が受入可能数を超えた場合は、必修科目（思想・文学〔日本語を考える（日本語文法）及び（日本語の諸相）〕、日本語教育概論、多文化社会と日本語教育、日本語教授法Ⅰ、日本語教授法Ⅱ）の成績によって選抜する。選抜の時期は、3年次前学期の成績が出た時点（9月中旬頃）とする。その結果、「日本語教授法演習」を受講できず、本プログラムを修了できないことがあるので注意すること。
- (7) 「日本語教授法演習」及び「日本語教授法演習（海外）」以外の必修科目は、必ずしも本プログラム修了を目指さない人文社会科学部・教育学部の学生も履修できる。
- (8) 「日本語教授法演習」及び「日本語教授法演習（海外）」は履修条件を満たしているかどうか、確認の上、履修申告すること。

表Ⅸ－１．日本語教育プログラム必修科目（１２単位）

※基盤：基盤教育科目 全学：全学共通科目

	授業科目	履修年次	開講学期	単位
基盤	思想・文学「日本語を考える（日本語文法）」	1年次以上	1年第3クォーター	1
基盤	思想・文学「日本語を考える（日本語の諸相）」	1年次以上	1年第4クォーター	1
全学	日本語教育概論	2年次以上	前学期	2
全学	多文化社会と日本語教育	2年次以上	前学期	2
全学	日本語教授法Ⅰ	2年次以上	後学期	2
全学	日本語教授法Ⅱ	3年次以上	前学期	2
全学	日本語教授法演習 または 日本語教授法演習（海外）	3年次以上	3年後学期／ 4年前学期	2

（注１）「日本語教授法演習」の期間は3～4週間である。その期間中に茨城大学の日本語クラスでの教壇実習を含む15回（30時間）の授業を行う。詳細は「日本語教授法演習」履修条件確認時に渡される「日本語教授法演習案内」を参照のこと。

（注２）「日本語教授法演習（海外）」は大学間交流協定校との協力で行う。渡航前に全学教育機構教員によるガイダンスを受ける。受入協定校で、担当教員の指導のもと、1学期に26時間以上日本語教育に関する学修（授業見学、採点補助、会話パートナー、教材作成補助、教壇実習など）を行う。帰国後レポートを提出し、帰国報告会を行う。履修登録方法等、詳細は履修条件確認時に渡される「日本語教授法演習（海外）案内」を参照のこと。受入協定校は、インドネシア教育大学、仁済大学、アイダホ州立大学、ウィスコンシン州立大学、レンヌ第一大学、マレーシア科学大学。協定校の事情等により受入れできない年度もあるため、留学申請前にプログラム担当教員に相談すること。

4. 「日本語教育プログラム」の開講科目について

令和3年度に開講される「日本語教育プログラム」の科目については、別冊「授業科目一覧および授業時間割」の令和3年度開講科目一覧で確認すること。

表Ⅸ－２．「日本語教育プログラム」対応科目一覧

区分	領域	学部	授 業 科 目	対象年	単 位	学部	授 業 科 目	対象年	単 位
必修科目		基盤	思想・文学 【日本語を考える（日本語文法）】	1年	1	全学	日本語教授法Ⅰ	2年	2
		基盤	思想・文学 【日本語を考える（日本語の諸相）】	1年	1	全学	日本語教授法Ⅱ	3年	2
		全学	日本語教育概論	2年	2	全学	日本語教授法演習 または 日本語教授法演習（海外）	3年	2
		全学	多文化社会と日本語教育	2年	2				
選択科目	領域 1	人文	国語学概論	1年	2	基盤	思想・文学	1年	1
		人文	国語史Ⅰ	2年	2	基盤	ドイツ語Ⅰ	1年	2
		人文	国語史Ⅱ	2年	2	基盤	ドイツ語Ⅱ	1年	2
		人文	社会言語学入門	1年	1	基盤	フランス語Ⅰ	1年	2
		人文	社会言語学概論	2年	2	基盤	フランス語Ⅱ	1年	2
		人文	言語学概論	1年	1	基盤	中国語Ⅰ	1年	2
		人文	言語文法論	2年	2	基盤	中国語Ⅱ	1年	2
		人文	応用言語学入門	1年	1	基盤	朝鮮語Ⅰ	1年	2
		人文	応用言語学概論	2年	2	基盤	朝鮮語Ⅱ	1年	2
		人文	英語学概論	1年	2	基盤	スペイン語Ⅰ	1年	2
		人文	認知心理Ⅰ	2年	2	基盤	スペイン語Ⅱ	1年	2
		教育	英語科教育法Ⅰ（注１）	1年	2	基盤	ドイツ語入門	1年	1
		教育	英語科教育法Ⅱ（注１）	2年	2	基盤	フランス語入門	1年	1
		教育	英語学概論A	1年	2	基盤	中国語入門	1年	1
		教育	英語科指導法演習Ⅰ（注１）	2年	2	基盤	朝鮮語入門	1年	1
		教育	初等国語科内容論（注１）	1年	1	基盤	スペイン語入門	1年	1
		教育	初等国語科教育法（注１）	2年	2	基盤	学術日本語Ⅰ（注２）	1年	1
		教育	中等国語科教育法Ⅲ（注１）	2年	2	基盤	学術日本語ⅡA（注２）	1年	1
		教育	国語学概論	1年	2	基盤	学術日本語ⅡB（注２）	1年	1
		教育	国語表現法	2年	2	基盤	学術日本語ⅡC（注２）	1年	1
		教育	教育心理学（注１）	1年	2				
	領域 2	人文	日本文化再考	2年	2	教育	異文化理解概論	2年	2
		人文	異文化コミュニケーション論	2年	2	教育	言語と文化の諸相	2年	2
		人文	国際開発学	2年	2	基盤	人間とコミュニケーション	1年	1
		人文	国際協力論	2年	2	基盤	多文化共生	1年	1
		人文	平和学	2年	2	基盤	グローバルスタディーズ	1年	1
		人文	比較文化論	2年	2				

◆必修科目・・・12単位履修

◆選択科目・・・領域1「言語、言語と心理、言語と教育」、領域2「言語と社会、社会・文化・地域」の各領域
4単位以上を含み、14単位以上を3年次後学期開始前までに取得しておくこと。注1：「英語科教育法Ⅰ・Ⅱ」、「初等国語科内容論」、「初等国語科教育法」、「中等国語科教育法Ⅲ」、
「英語科指導法演習Ⅰ」、「教育心理学」は、教育学部生向け科目。（他学部生受講不可）注2：「学術日本語Ⅰ」「学術日本語ⅡA」「学術日本語ⅡB」「学術日本語ⅡC」は外国人留学生対象の科目。
（日本人学生受講不可）

X アントレプレナーシップ教育プログラム

1. アントレプレナーシップ教育プログラムについて

「アントレプレナーシップ」とは「起業家精神」と訳されます。新たな価値を創造しようとチャレンジするマインドや、そのための知識技能は、企業経営者としてだけでなく、あらゆる職業で求められる資質・能力と言えます。

茨城大学では、令和3年度から、茨城県との連携により「アントレプレナーシップ」「イントレプレナーシップ（社内起業家精神）」を有する人財※を育成する体系的なプログラムを実施します。

※アントレプレナーシップ教育プログラムでは、茨城県の表記に合わせ、企業や社会の「宝」を養成することを目的に、「人材」ではなく「人財」と表現しています。

2. プログラムで育成する人財

アントレプレナーシップ教育プログラムでは、「いばらきに豊かさを生み出す起業家・社内起業家精神の育成」をテーマとし、これらを達成するために以下の能力を身に付けた人財を養成します。

- ① 新たな価値を事業化するための基礎的知識・技能を持った人財
- ② 地域や企業内から新たな価値を見出し、ビジネスによりその価値を高めようとするマインドを持った人財
- ③ 失敗を恐れずに新たな価値の創出に挑戦する行動力及び分析力を持った人財

テーマは「いばらき～」となっており、プログラムで実施される正課外活動の主なフィールドは茨城県ですが、1. で述べたとおり、アントレプレナーシップはあらゆる職業で求められるものですので、出身や卒業後の進路希望地域にかかわらず活用できる能力、必要とされる人財を育成します。

3. 履修資格

すべての学部学生が対象です。

4. プログラムの構成及び修了要件

プログラムは正課（授業）と正課外の活動で構成されます。正課は7単位修得する必要がありますが、その多くは基盤教育科目など、卒業要件を満たす科目に含まれますので、プログラムのためにすべての単位を卒業要件外で修得する必要はありません。ただし、このプログラムは、単に修了要件を満たすだけでなく、アントレプレナーシップを身に付けるために、自らが身に付けるべき知識や技能を認識して主体的に行動を起こし、学び続けることをねらいとしていますので、プログラム修了要件に関わらず、興味関心のある授業を積極的に履修し、正課外活動にも意欲的に取り組んでください。

（1）修了要件

プログラムの修了は、以下のとおり、指定する単位を7単位修得し、かつ指定する正課外活動に参加することが要件です。

表X-1. アントレプレナーシップ教育プログラム修了要件

プログラム	単位	対象年次
入門プログラム	3単位	1年次
基礎プログラム（授業）	2単位以上	1年次
基礎プログラム（正課外活動）	—	2年次～
実践プログラム（授業）	2単位以上	3年次～
実践プログラム（正課外活動）	—	3年次～

(2) 各プログラムの内容

①入門プログラム

履修科目：基盤教育科目＞グローバル化と人間社会＞公共社会＞「アントレプレナーシップ入門Ⅰ～Ⅲ（各1単位）」を履修

ねらい：アントレプレナーシップの基礎的マインドの醸成
起業家・社内起業家として必要な資質・知識・技能の理解

②基礎プログラム

履修科目：基盤教育科目または専門科目で指定する科目を2単位以上履修
具体的な授業科目は年度によって変更されることもあるため、年度ごとに提示される

ねらい：起業家・社内起業家として必要な知識・技能の修得
正課外活動：指定する学内外の活動への参加（大学が認めるビジネスプランコンテストへの参加など）
ねらい：企画力の育成、課題発見・解決能力の育成

③実践プログラム

履修科目：指定する「インターンシップ」を2単位以上履修
ねらい：知識の統合・活用。アントレプレナー、イントレプレナーマインドの深化
正課外活動：起業体験
ねらい：チャレンジ精神の育成、振り返りや分析能力の育成

5. プログラムの修了

上記の修了要件を充足した場合は、プログラムの修了証を交付します。

XI 【 資 料 】

1. 茨城大学教育学部の各種ポリシーについて

(1) 茨城大学教育学部のアドミッション・ポリシー

茨城大学教育学部では、実践的指導力のある教員を養成することをめざしています。私たちを取りまく世界は目まぐるしく変化しています。このような現代の社会にあって、教員に求められていることは、人間・社会・自然についての知的探求心を基礎にした確かな教育的実践力です。茨城大学教育学部では、十分な専門的知識と子どもの成長や発達に対応した教育的方法を身に付け、さらに教育に関わる幅広い視野をもった、人としての魅力と実力のある教員を養成します。

したがって、教育学部においては、全学のアドミッション・ポリシーで示される4つの能力ないし資質に加え、以下の能力・資質を入学者に求めます。

1. 教員になるための学修に必要な、各教科についての幅広い知識
2. 教育への関心と教員になりたいという強い意欲

さらに、学校教育教員養成課程の各コースでは、学部全体で求める能力・資質に加え、それぞれ以下のような資質・能力を身に付けていることを求めます。

- ・（教育実践科学コース）学校や子どもを巡る問題についての関心とその探究に必要な思考力・判断力・表現力
- ・（教科教育コース）各選修の教科についての関心とその内容の探究に必要な思考力・判断力・表現力
- ・（特別支援教育コース）障害のある子どもとその教育を巡る問題についての関心とその探究に必要な思考力・判断力・表現力

また、養護教諭養成課程では、学部全体で求める能力・資質に加え、それぞれ以下のような資質・能力を身に付けていることを求めます。

- ・健康や病気についての関心とその探究に必要な思考力・判断力・表現力

(2) 茨城大学教育学部の人材養成上の目的及びカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー「カリキュラム・ポリシー」

全学のカリキュラム・ポリシーに即しながら、教育学部のディプロマ・ポリシーで示す教育目標を達成するためのカリキュラム・ポリシーを以下に示す。

- ①（体系的教育課程編成）全学の基盤教育科目と整合させながら、教育職員免許法に示す各種教員免許取得のための専門科目を4年一貫で体系的に編成する。
- ②（専門的知識・技能と主体的・対話的な学習）講義、演習、実技においては、専門知識・技能の基礎を習得させるとともに、学校や子どもを巡る教育問題を把握し、課題解決のための思考力、判断力、表現力を育むアクティブ・ラーニング科目を充実させ、ICTを活用した学修活動に積極的に取り組ませる。
- ③（地域を志向する実践力）初年次から地域の学校現場と関わり、教員を目指す意欲を高めながら3，4年次の教育実習につなげることによって、実践的指導力を身に付けさせる。

上記に加え、各課程・コースでは以下の方針でカリキュラムを編成する。

1) 学校教育教員養成課程【教育実践科学コース】

小中学校における学習指導や生徒指導を適切に行う力、カリキュラム・マネジメントやいじめ・不登校などの今日的課題への対応を適切に行う力を身に付けさせるための実践的かつ体系的なカリキュラムを編成する。

2) 学校教育教員養成課程【教科教育コース】

小学校における全教科と中学校における選修の教科に関する学習指導および小中学校における生徒指導を適切に行う力を身に付けさせるための実践的かつ体系的なカリキュラムを編成する。

3) 学校教育教員養成課程【特別支援教育コース】

小学校の通常学級および特別支援学級ならびに特別支援学校における学習指導と生徒指導、障害のある児童生徒の指導に関する支援・助言を適切に行う力を身に付けさせるための実践的かつ体系的なカリキュラムを編成する。

4) 養護教諭養成課程

学校における児童生徒への適切な養護を行い、保健管理・保健指導を適切に行う力を身に付けさせるための理論的・実践的かつ体系的なカリキュラムを編成する。

「ディプロマ・ポリシー」

教育学部は実践的指導力のある教員を養成する。そのために全学のディプロマ・ポリシーで示されている能力に加え、次の知識、能力を身に付けることを卒業要件とする。

- ①（教員としての姿勢と基本的知識）教員としての倫理・使命観及び教員の権利と義務に関する基礎的知識
- ②（学校教育に関する基本的知識）学校教育の理念、制度、運営に関する基礎的な知識
- ③（子どもの心理に関する基本的知識・技能）子どもの内面や多様性に配慮しながら成長・発達を促すための基礎的な知識
- ④（学習指導・生徒指導に関する基本的知識・技能）初等中等教育の各学校における各教科、領域、専門分野に関する基礎的な知識・技能
- ⑤（教員としての協働性）同僚教員や保護者、地域社会の人々と連携、協働する力

上記に加え、各課程・コースでは以下の能力を身に付けることが求められる。

1) 学校教育教員養成課程【教育実践科学コース】

小中学校における学習指導や生徒指導ができるとともに、カリキュラム・マネジメントやいじめ・不登校などの今日的課題に対応するための基礎的知識・技能

2) 学校教育教員養成課程【教科教育コース】

小学校における全教科と中学校における選修の教科に関する学習指導及び小中学校における生徒指導のための基礎的知識・技能

3) 学校教育教員養成課程【特別支援教育コース】

小学校の通常学級及び特別支援学級ならびに特別支援学校における学習指導と生徒指導ができるとともに、障害のある児童生徒の指導に関する支援・助言のための基礎的知識・技能

4) 養護教諭養成課程

学校における児童生徒への養護実践を展開するとともに、保健管理・保健指導のための基礎的かつ実践的知識・技能

2. 教育実習

(1) 教育実習とは

教育実習とは、大学在学中に一定期間継続的に幼稚園・小学校・中学校・高等学校、及び特別支援学校等での教育場面に触れ、教師や子どもが行う教育の実践を観察し、様々な教員としての職務に参加し、教材研究をして授業を実施する（あるいは指導計画を作成し授業以外の諸活動を行う）授業科目である。具体的な目的は以下のとおり。

- ①大学での講義や、書物で学んだ教育理論の実際の教育場面への適用を試みること。

- ②教育活動の実際に触れ、その全般について体験的に理解を深め、教育の本質を体得すること。
- ③学生の立場で教員としての生活を疑似体験し、自己の教職適性を検証すること。
- ④実際の教育実践の中で教師・子どもと触れることによって、新たに教育理論を学ぶ意欲を刺激すること。

(2) 教育（医療）現場における実習の種類

教育実習は教員免許状を取得するために必ず行わなければならない。全ての学校種に共通に「教育実践に関する科目」として設定されているものであり、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校教諭免許状の取得には「教育実習」、養護教諭免許状の取得には「養護実習」として、それぞれの学校種毎に必要な単位が定められている。

この他に、特別支援学校教諭（特別支援学校の先生）の免許状を取得する場合は「特別支援教育に関する科目」、養護教諭（保健室の先生）の免許状を取得する場合は「養護に関する科目」の中にも実際に学校や病院において行われる実習（それぞれ「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」「臨床実習」）が設定されている。

ここでは、全ての学校種に共通した「教育実践に関する科目」の教育実習（養護実習）について解説しており、上述した「特別支援教育に関する科目」及び「養護に関する科目」にある実習科目については、該当する課程・コースのガイダンスに留意すること。

(3) 教育実習に対応した授業科目の種類

教育職員免許法（教免法）で規定されている教育実習（養護実習）には「事前事後指導」が平行して設定されており、これを同時に受講することで教育実習の事前準備、実習中必要な知識・技術や心構え等の学習、さらに実習の成果を後につなげ、さらに深めるための学習等が行われる。

本学部では、各学校種等に応じて3・4年次に2－3週間程度の集中授業として設定される「教育実習（幼稚園・小学校・中学校）（4又は2単位）」及び「養護実習（小学校・中学校・高等学校）（2単位）」と、1・2年次に行われる「教育実習指導Ⅰ・Ⅱ（各1単位）」及び2年次に行われる「養護実習指導Ⅰ（1単位）」が設定されている。

表Ⅺ－１．教育実習に対応した本学部の科目の種類

	必要単位数	教育実習	事前指導
小学校教諭	5	教育実習（小学校）（事後指導を含む）	教育実習指導 Ⅰ・Ⅱ
中学校教諭	5	教育実習（中学校）（事後指導を含む）	
高等学校教諭	3	教育実習（中学校）（事後指導を含む）	
幼稚園教諭	5	教育実習（幼稚園）（事後指導を含む）	
特別支援学校教諭	3	特別支援教育実地研究（事前事後指導を含む）	
養護教諭	5	養護実習（事後指導を含む）	養護実習指導Ⅰ

注意事項

- ① 教育職員免許法施行規則では、教育実習の総単位数の一定部分には、他の学校種の免許状取得のための教育実習の単位をあてることが可能となっている。そこで、学校教育教員養成課程の教育実践科学コース及び教科教育コースでは、教育実習（小学校）4又は2単位と教育実習（中学校）4又は2単位に加えて教育実習指導Ⅰ・Ⅱの2単位を修得すれば、計8単位で、小学校・中学校両方の教員免許が取得できるように設定されている。（実習要項参照のこと。）
- ② 同様に教免法では、隣り合った学校段階で教育実習を代替することも可能とされている。したがって、たとえば小学校教諭免許状を取得するために「教育実習（小学校）」を履修していれば、それはそのまま幼稚園教諭免許状取得のための教育実習の単位として使用することができる。

- ③ 教育実習の履修にあたっては、履修申告のためのオリエンテーションが行われる。そこで履修基準を満たしているかどうか判断され、各学校種の教員免許状取得のために必要な教育実習の種類と単位数が示される。オリエンテーションは教育実習実施前に随時行われるので、掲示に注意すること。

(4) 教育実習を実施する学校

教育実習は、本学部附属学校（園）を中心に周辺の協力校で行われる。ただし、高等学校の実習は実習者の出身校で行われる。

実施する学校は事前のオリエンテーションによって割り振られる。このオリエンテーションで必要な手続きをとらなければ実施できないので注意する。

(5) その他

教育実習に関する詳細については、別途「教育実習の履修要項」が学内で行われる事前のオリエンテーションにおいて配布される。

3. 介護等体験

(1) 介護等体験の趣旨

平成9年に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」、いわゆる「介護等体験特例法」が公布された。これにより「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連体の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点」から、小・中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者に、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を行うことが義務づけられた。この体験を通して、以下のことを学ぶ。

- ① 人間の尊さや人権を理解する。
- ② 一人一人が違った個性と能力を有していることを実感し、様々な価値観があることを理解する。
- ③ 諸施設やそこで働いている人々について理解する。

(2) 対象学生

上記の法律は平成10年度から施行されており、平成10年度以降の大学等入学者に適用される。本学部の学校教育教員養成課程（特別支援教育コースを除く）及び養護教諭養成課程の学生が対象となる。看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士などの免許を既に取得している人や、身体障害者手帳の交付を受けている人は免除される。

(3) 体験の期間・時間

18歳に達した後に、原則として社会福祉施設又は老人保健施設で5日間、特別支援学校で2日間、合計7日間以上の介護等の体験を行う必要がある。茨城大学では、2年次に上記の日数をそれぞれ連続5日間及び連続2日間、大学の割り当てた施設で行うこととしている。1年次の1月頃にオリエンテーションが実施される。

1日当たりの必要時間は、「介護等の体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとする」となっており、受入施設側の裁量に委ねられる。社会福祉施設の場合、原則として日帰りで概ね5～6時間程度とする。

(4) 介護等体験の内容

介護等体験の内容は次の2つに大別されるが、具体的に何を行うかは受け入れ側の判断による。

- ①直接的に介護・介助・交流等を行う：食事、排泄等の介護・介助、話し相手、散歩等の交流、学習活動等の支援や手伝い
- ②受入施設・学校の職員の業務の補助：行事・バザー等の手伝い、掃除・洗濯・おむつたたみ等

(5) 受入施設及び学校の概要

①社会福祉施設又は老人保健施設

ア．社会福祉施設：憲法第25条に定めた国民の「生存権」、すなわち「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するために設けられた施設。

- a. 高齢者施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、デイサービスセンター、他）
- b. 児童福祉・障害児施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、児童自立支援施設、他）
- c. 障害者にかかわる施設（身体障害者施設、知的障害者施設、精神障害者施設）
- d. 生活保護にかかわる施設（救護施設、他）

イ．老人保健施設：高齢者の病院等からの居宅復帰を支援するためにリハビリテーション機能を重視し、医療ケアと生活サービスをあわせて提供する施設。医療施設と福祉施設の中間的機能を有する。

②特別支援学校：視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱などの子どもが通っている学校。

- ア．盲学校（盲児、強度弱視児）
- イ．聾学校（聾児、高度難聴児）
- ウ．知的障害特別支援学校（知的発達の遅滞の程度が中等以上の子ども等）
- エ．肢体不自由特別支援学校（運動・動作の不自由の程度が重度な子ども等）
- オ．病弱特別支援学校（慢性疾患で長期にわたって医療又は生活規則が必要な子ども等）

(6) 手続き

詳細は、1年次の1月頃に実施される事前のオリエンテーションで連絡するが、概ね次の事項が必要となる。

①健康診断書

体験前には、健康診断を受診し、健康診断書を体験先に持参しなければならない。

②証明書

体験終了時には、それぞれの体験先で「証明書」を受け取ることになる。これは、教員免許状を申請する際（4年次の11月頃）に必要となるので、大切に保管する必要がある。

③学生個人票

体験前に作成し、証明書の用紙とともに体験先に持参する。

④保険

以下の2つの保険に加入する。

- ・「学生教育研究災害傷害保険」
原則として、学生本人の傷害等に対して支払われる。
- ・「学研災付帯賠償責任保険（Aコース：学生教育研究賠償責任保険）」
他人に傷害を与えたり、他人の財物を損壊した場合に支払われる。

4. 実用英語技能検定等及び日本漢字能力検定合格者に係る単位認定

(1) 認定授業科目及び単位数

このことについて、下記のように単位が認定される。

表XI－2. 実用英語技能検定等の認定科目及び単位数

C E F R B 2 ※1			C E F R C 1 ※2		
認定授業科目	区分	単位数	認定授業科目	区分	単位数
英語コミュニケーションS	専門科目	2	英語コミュニケーションT	専門科目	2
英語コミュニケーションD	専門科目	2	英語コミュニケーションC	専門科目	2
			英語コミュニケーションJ	専門科目	2
認定単位数		4	認定単位数		6
合計			6 単位（限度）		

※1 【C E F R B 2】・・・実用英語技能検定（2300－2599）、G T E C C B T（1250－1399）、T O E I C i B T（72－94）、T O E F L i B T（1095－1300）、T O E I C L & R / S & W（1560－1840）など、C E F R 該当レベルに準ずる得点が公的に提示されているもの

※2 【C E F R C 1】・・・実用英語技能検定（2600－3299）、G T E C C B T（1400）、T O E I C i B T（95－120）、T O E F L i B T（1305－1390）、T O E I C L & R / S & W（1845－1990）など、C E F R 該当レベルに準ずる得点が公的に提示されているもの

表XI－3. 日本漢字能力検定合格者の認定科目及び単位数

準 1 級 以 上			
認定授業科目	区分	単位数	備 考
国語学演習Ⅱ	専門科目	2	認定は1回、2単位とする。

(2) 認定の申請について

各検定等の評価があつてから1月以内に申請すること。

(3) 認定の通知

認定された者については、「単位認定通知書」を本人に交付する。なお、交付日等に関しては別に掲示する。

(4) その他

- ①上記認定は、「茨城大学における他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等認定に関する規程」第3条（12）に基づく単位の認定である。
- ②「単位認定願」は教育学部学務グループで受領し、受付期間内に同係へ提出すること。
- ③上記の単位認定については、教育学部在籍者に限る。